



時報 しやりんけん

第6号
2013

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

特集

| | |
|-----------------------------|--------|
| 第6回社会倫理研究奨励賞 | 1 |
| 全体講評 | 鷺田清一 2 |
| 佳作講評 | 3 |
| 第6回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿 | |
| 国際刑事裁判のディレンマ——正義の追及は平和を促すのか | |
| 湯澤（下谷内）奈緒 | 4 |

インタビュー

上智大学生命倫理研究所 青木 清、町野 朔 8

学界報告

| | |
|-----------------------------------|----|
| 南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム | |
| 「私たちは他人を助けるべきか—非常時の社会・心理・倫理」 | |
| 鈴木 真 | 12 |

活動報告

| | |
|-------------------------------|---------|
| 2012年度懇話会・研究会報告 | 16 |
| 「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告 | |
| マイケル・シーゲル、籠橋一輝 | 24 |
| シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」活動報告 | 三好千春 28 |
| 新プロジェクト「国際社会」と倫理」の立ち上げ | 大庭弘継 30 |

社会倫理の道標

| | |
|---------------------|---------|
| 持続可能性を考えるための十冊 | 籠橋一輝 32 |
| ヒロシマ・ナガサキ・フクシマ・オキナワ | |
| 一日米関係の歴史の中で考える | 宮川佳三 36 |

研究所活動記録

| | |
|-----------------------------------|----|
| 平成24年度（2012年度）活動報告 | 44 |
| 研究所主要スタッフ研究業績 | 47 |
| 研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録 | 50 |
| 南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト相関マップ2013 | 54 |
| 編集後記 | 56 |

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

毎年、盛夏を迎える頃になると、『時報しゃりんけん』の巻頭言の執筆を契機として、南山大学社会倫理研究所における日頃の活動全般を振り返る機会が与えられる。前年度も、これまでと同様、プロジェクトごとに積極的な活動が展開され、附置研究所としての役割を十分に果たしていると言ってよい。特に6回目を迎えた社会倫理研究奨励賞においては、国際刑事裁判所を中心とした国際政治学という学際分野で、湯澤（下谷内）奈緒さんが受賞された。ジェンダーが特に強調すべきものではなくなくなった現在ではあるが、女性の若手研究者が受賞されたことは、応募者の広がりという点でも喜ばしい事実ではある。詳細は鷺田委員長の講評に譲るが、今後は、より広い学際分野からの応募にも期待している。

ただ、新旧プロジェクトの活動が活発である一方で、「社会」倫理の中核的分野での活動のあり方が、大きな課題になっていることも否定できない。今年度以降、従来のプロジェクトの整理・統合を含めて、社会倫理に関わる研究と実践のあり方を詰めていくことにしたい。

特集

第6回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第6回の募集は、2011年12月1日から2012年11月31日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて11篇の応募がありました。そして、2013年2月15日、第6回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、受賞論文は、

湯澤（下谷内）奈緒「国際刑事裁判のディレンマの政治構造」

（『平和研究』第38号、2012年4月30日、57-76頁）

と決定致しました。

なお、佳作は以下の3篇です（順不同）。

永守伸年「障害者の自己決定論：自律と合理性の観点から」
（『Contemporary and Applied Philosophy』vol. 3）

佐藤史郎「「核の倫理」の政治学」（『社会と倫理』第26号）

杉本俊介「フォード・ピント事例と功利主義」（中谷常二編
『ビジネス倫理学読本』晃洋書房）

第6回社会倫理研究奨励賞選定委員会

| | | |
|-----------|---------------------|--------------|
| 鷺田清一【委員長】 | 大谷大学文学部 教授 | 現象学、臨床哲学 |
| 瀬口昌久 | 名古屋工業大学工学研究科 教授 | 古代哲学、技術者倫理 |
| 花井 敏 | 南山大学経済学部 教授 | 日本経済論、マクロ経済学 |
| 丸山雅夫 | 南山大学大学院法務研究科 教授 | 法学 |
| 山田哲也 | 南山大学総合政策学部 教授 | 国際法 |
| 大庭弘継 | 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員 | 国際政治学 |
| 奥田太郎 | 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員 | 倫理学、応用倫理学 |
| マイケル・シーゲル | 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員 | 和解学 |
| 鈴木 真 | 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員 | 哲学、倫理学 |

全体講評

第6回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 鷲田清一

本年に応募いただいた論文は、国際的な政治・経済問題に関するもの、たとえば国際刑事裁判、「核の倫理」、ビジネス倫理から差別や被災、リスクや「赦し」を論じるもの、さらには障害者の自己決定や性同一性障害をめぐる議論と、広範囲の主題にわたり、数としては昨年とおなじ11篇の応募があった。

そのなかから（著者名を伏したまま）まず第一次選考において5篇を選び、そのあと審査委員による合議で、

湯澤（下谷内）奈緒（東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程）

「国際刑事裁判のディレンマの政治構造」（『平和研究』第38号、2012年4月）

に第6回社会倫理研究奨励賞を授与することに決定した。

本賞は、広く社会倫理研究を奨励する目的で設けられたものであるが、とくに「学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究」を重視して選考するとされてきた。その点で、湯澤論文は、国際的な刑事裁判機関（ICC）をめぐる正義の追及が抱え込む「平和のディレンマ」の現状を明快に浮き彫りにしており、その分析は説得的でかつアクチュアリティもあるという理由をもって、審査委員のあいだでも高く評価されたものである。

より詳しくいえば、本論文において湯澤氏が、ジェノサイド、戦争犯罪などの反人道的行為を国際法上の犯罪として停止させるための国際的な刑事裁判機関（ICC）の役割をめぐる、過大評価も過小評価もともに斥けながら、ICCへの付託が紛争（の終結）に与える影響をめぐる制度論的な課題と限界とを、丁寧に描きだしている点が高く評価された。

とりわけ、国際刑事裁判への当該国家の自己付託の例と国連安保理による付託の例とを comparative というよりはむしろ contrastive（対照的）に比較検討するなかで、その制度論的な限界をも指摘し、こうした分析をつうじてこの難題の難題である所以を浮き彫りにするという構成が、議論をより明快なものとしている点が注目された。

また、もう一点、特筆すべきこととしてつけ加えてお

くなら、湯澤氏の論述は専門外の人にもすっと頭に入ってくるような明快な文章で綴られている。これは氏の国際ジャーナリストとしての経験によって裏打ちされたものと推察されるが、これからの研究者にとって重要な資質であると思われる。

もちろん、限られた紙幅のなかでの論究ということもあって、本論文はいくつかの限界や課題も含んでおり、それについては選定委員のなかから次のような指摘があった。

まず、論文にとりあげられたウガンダとスーダンの事例だけで十分といえるのかという点である。ICCの設置によって、被疑者が逮捕され引き渡されている事例（たとえばコンゴ、スーダン、中央アフリカ、ケニア、コートジボワール）があるのに、それらに言及されていないため、国際刑事裁判機関の現状や意義をネガティブに解釈しすぎてはいないのか、論文の論旨にあう事例だけをとり上げてはいないか、という疑問が出された。

次に、国際社会の正義・平和との関連で国際刑事裁判という仕組みを語るのであれば、不処罰をめぐる問題や、裁判以外の方法による和解なども視野に入れて議論を展開したほうが説得的だったのではないかと、との指摘もあった。

さらに、国際刑事裁判機関の制度論的な限界も論じられているが、そのような限界をどう克服してゆくかの具体的な提言なり示唆なりがなされていれば、奨励賞の名に相応しいよりチャレンジングな論考となったであろうとの意見もあった。

とはいえ、国際平和の抱えるディレンマという難題についてその構造を明快に浮き彫りにしていることはたしかであり、今後は、著者自身のいう「正義の追及による平和が抱えるディレンマの構造的要因」についてさらなる掘り下げをおこなうとともに、国際刑事裁判そのものが抱える倫理的問題についても議論を深められることを期待したい。

なお審査の過程で、多くの委員が多くの刺激を受け、また今後の展開を強く期待した力作として、佳作3点が選ばれた。■



佳作講評

永守伸年「障害者の自己決定論：自律と合理性の観点から」

自己決定が可能な障害者に限定して言えば、若手研究者の論稿として、よくまとまっているとの印象を受ける。また、自律という観点から論じているのも肯定的に評価できるし、その限りで結論も説得的である。ただ、障害者の現実的な問題の多くは、自己決定能力がない・低い人々に関わるものであり、そもそも自律や合理性の観点から論じることが困難な場面に生じている。その意味で、パターンリスティックな対応の是非とあり方は、当然に視野に入れるべきものである。自己決定論の実質の解明を含めて、今後の精進に期待したい。

佐藤史郎「核の倫理」の政治学」

本論文は、核兵器の使用と威嚇を巡る「核の倫理」を、国際政治学の観点から分析した論文である。中世以降、国際社会は武力行使(戦争)を取り巻く問題群に対して、政治と倫理・道徳とを交錯させながら議論を積み重ねてきた。核兵器を巡る問題も、基本的にはそのような議論の一環であるとともに、「抑止力」という観点が加わったことが通常兵器とは異なる。本論文は、結論において「核の倫理」が「核の禁忌」を生み出したことと、それに伴う問題の出現を指摘する。結論に至るま

での考察は慎重かつ重厚であるものの、核兵器の使用が地球環境に不可逆的ともいえる悪影響を及ぼすとす、いわゆる「核の冬」を巡る議論にまでは踏み込んではいない。たとえ問題提起的なレベルに留まるにせよ、核兵器が安全保障の問題であると同時に地球環境の問題でもあることを指摘していれば、本論文の学術的価値はさらに高まったものと思われる。

杉本俊介「フォード・ピント事例と功利主義」

フォード・ピント事例では、費用便益分析と功利主義が同一視されて議論されることが多いが、本論文では、その違いを明確に指摘し、功利主義の立場からピントの事例の費用便益を批判できることを示した点にオリジナリティがある。しかし、論文では、論者によって正しく解釈された功利主義が、企業が採りうるビジネス倫理になりうることは、説得的には論じられていない。ピントの事例だけではなく、最後に言及されている三菱自動車のリコール隠しやトヨタの大規模リコールの問題をとり上げて比較し、そのような事例において功利主義がどのような意義をもちうるのかを示されていれば、より説得性とアクチュアリティのある論文になっていたであろう。

第6回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿

国際刑事裁判のディレンマ—正義の追及は平和を促すのか

第6回社会倫理研究奨励賞受賞 湯澤(下谷内)奈緒

このたびは第6回社会倫理研究奨励賞をいただき、たいへん光栄に思っております。選定委員会のみなさま、そして南山大学社会倫理研究所のみなさまに心より御礼申し上げます。

奨励賞をいただきました論文は、端的に言えば、国際刑事裁判が抱える困難の解明に努めようとしたものです。当初は個人を訴追対象にする国際刑事裁判が事項的管轄権の対象である重大な国際犯罪の起きる構造的要因にどこまで対処できるのかを考察するつもりでした。しかし調査を進め考察を深めるに従い、今日の国際刑事裁判をめぐる問題がより国際政治の本質にかかわる問題であるという思いを強くして参りました。それは国際政治における倫理的価値の追及の可能性、なかでも国際政治における法の役割に関する問題です。

ご承知の通り、国際政治における伝統的な現実主義者は世界政府のない国際社会のアーキー性を強調し、そうした状況下では自国の生存が優先されるために倫理的価値の実現は難しく、国際法が無力であることを説いてきました。第一次大戦後、第二次大戦後と繰り返し試みられながら、ようやく1990年代になって実現した常設の国際刑事裁判所（ICC）の設立も、そうした主張を体現するものでしょうか。それはまた、何が国際社会の秩序を成り立たせているのか、国際社会における政治と法、平和と正義の関係をどのように捉えるのか、を問う問題ともいえるのではないかと思います。

今日の国際刑事裁判を支えているのは、「(国際的に重大な) 犯罪を行った者が処罰を免れることを終わらせ、もってそのような犯罪の防止に貢献する」(ICCローマ規程前文)、つまり処罰の威嚇によって将来の犯罪を抑止するという考えです。これに対してICC設立以前には、重大犯罪者を不処罰にするという政治判断が、しばしば平和的な体制移行や和平合意を促す手段として用いられてきました。

例えば民主的に選出された大統領が軍事クーデターによって追放されたハイチでは、米国と国連が軍関係者全員の責任を問わないことを約束するとともに、軍部指導者にはパナマへの亡命の手筈を整えて軍の退陣を促して

民主主義を回復しました。内戦の続いていたシエラレオネでは、国連の仲介により残虐行為を繰り返していた反政府組織指導者を含むすべての紛争当事者に無条件恩赦を付与することを和平合意に盛り込むことで、紛争が終結しました。また、アパルトヘイト体制終焉後の南アフリカで法的正義の追及よりも真実の究明と社会の和解が優先され、真実和解委員会において証言を行った加害者に恩赦が付与されたこともよく知られています。

1998年にICC設立条約であるローマ規程が採択されると、国連はICCの管轄権の対象となる重大犯罪—ジェノサイドと人道に対する罪、戦争犯罪—の責任者に恩赦を付与する和平案は支持しないと立場の方針を転換しました。しかし、米国をはじめ和平交渉の手段から免責という選択肢を完全に除外することを懸念する安全保障理事会は、不処罰を許容しないという国連の新方針に反対こそしていないが、明確な支持を表明することも差し控えており、ICC設立後も処罰と免責の適用には曖昧さが残っています。

国際刑事裁判に対する有力な批判の一つは、戦間期の国際連盟を中心とした戦争違法化の試みと同様に国際政治における力の作用を無視した理想主義的な試みだということです。しかし、私は今日の国際刑事裁判をとりまく状況は戦間期とは二つの点で異なっていると考えています。ひとつは第二次大戦以降の国際人権法・国際人道法の発展のもとに成り立っているという点で規範的正統性をもっているということであり、もう一つは、他方でその強制力は完全ではないということです。このことは戦後直後に行われた東京裁判やニュルンベルグ裁判と比較するとより明確になるのではないかと思います。

ニュルンベルグ・東京裁判が、無条件降伏をした敗戦国を戦勝国が裁くという点でほぼ完全な力を背景に行われたのに対し、今日の国際刑事裁判は、あくまで国家主権を尊重し、国家に訴追の「意思と能力」がない場合に国際社会が代わって訴追を行うことを原則とし、関係国に訴追への協力を義務化していないという点で、その強制力は弱いといわざるをえないでしょう。また、戦後直後に行われた国際裁判については「平和に対する罪」が当時は国際犯罪として確立しておらず罪刑法定主義の観

点から問題があるとの批判を受けてきたのに対し、今日の裁判は国際人権・人道法の発展に基づいている点で高い正統性を有しているといえるでしょう。さらに、ニュルンベルグ・東京裁判では「平和に対する罪」という侵略戦争すなわち国家間戦争を問題にしていたのに対し、今日の国際刑事裁判は主として国内で行われている国際犯罪すなわち内戦に起因した犯罪を問題にしていることも挙げられます。すなわち第二次大戦直後に行われた裁判に比すると、今日の裁判は、強制力は弱いが人権保護規範というより高い正統性を背景に、国際社会が国内統治に関与する形で行われているという性格が指摘できると思います。

論文ではこの「規範的正統性」と「不完全な強制力」という今日の国際刑事裁判の二つの特徴がどういった帰結をもたらすのかを不完全ながら考察したものです。

結論から申し上げますと、上記二つの特徴の組み合わせが、国際社会による法的正義の追及が国内統治の正統性をめぐる政治的争いに発展する余地を残し、平和の実現を困難にする要因になっているのではないかと、というのが論文の要旨です。

まず強制力に関して、外交論においてはタカ派とハト派の政策と言われるように、力を背景にした威嚇によって一国が相手国に望む行動をとらせる強要の論理と、反対に相手国の恐怖や不安を緩和することで紛争を回避できるとする安心供与の論理が対置されてきました。しか

し、実際の政策においては強要と安心供与は両者を組み合わせる場合に効力を発揮することも指摘されてきました。相手国に行動の変更を求めるためには十分な強制の威嚇が必要であると同時に、相手国が行動を変更した場合には強制行動を自制するという約束の信頼性が必要であるというものです。

これを国際刑事裁判の文脈で解せば、訴追対象者に人権侵害行為をやめさせるためには、やめなければ訴追するという信頼に足る威嚇が必要であり、他方でやめた場合には訴追しないという信頼に足る確証を与えることが必要になります。しかし、起訴されても直ちに身柄の拘束と裁判に至るものではなく、他方でひとたび起訴されればそれが犯罪行為に起因するものであるがために取り下げが容易ではないとすると、訴追対象者に残される行動の選択の幅は非常に限られたものとなります。

そしてもう一つの「規範的正統性」は国際刑事裁判のディレンマをさらに複雑にします。刑事裁判の特徴である被疑者の有責性の判断は、体制移行を遂げた国においては新政権が正統性を確立する手段としても機能してきました。戦後ドイツの他、ラテンアメリカや東欧で権威主義体制から民主体制へと移行した国々では、新政権が前政権の残虐行為を裁くことで前政権との違いを強調し、自らの支配の正統性を国内外に示してきた例がみられます。国際政治においてもニュルンベルグ・東京裁判は、当時確立しつつあった戦争違法観を実現するという側面とともに、戦勝国である連合国側にファシズムの侵略を



裁き、戦後の国際秩序形成の礎を築く正統性を与えるものでもありました。

冷戦後の国際刑事裁判は、その高い正統性から皮肉にも国際刑事裁判が正統性をめぐる政治的争いとなる傾向を強化することとなっています。ICCがこれまでに対象としてきた事態はすべて内戦に起因するものです。内戦の発生原因については多くの研究が出されていますが、政府の統治能力が低く、分断された社会において紛争が発生しやすいことを示す点では共通しています。他方で、国家に訴追の意思と能力がない場合にのみ活動する補完性の原則を採用する国際刑事裁判は、政府の統治能力の不足を肩代わりする役割を果たします。このような性質を持つ国際刑事裁判は、国内統治基盤が脆弱で内部に分裂を抱える国の指導者にとっては、欠如している能力の補填を国際社会に求めることで自らの国内統治についても国際的な正統性を獲得できるとする二重の恩恵を与えてくれる制度になりうる一方、自らが意思に反して訴追の対象となった場合には国内統治の正統性を失うことにもなりかねません。

この国際刑事裁判が持つ政治性の二つのパターンをICCの管轄権行使主体から整理すると、次のように捉えられるのではないのでしょうか。第一は、自国領域内の事態を締約国である当該国が自らICCに付託する場合です。現在ICCが捜査を行っている計8か国の事態のうち4か国（ウガンダ、コンゴ、中央アフリカ、マリ）が自己付託によるものですが、ローマ規程の起草過程では犯行地域が自ら主権の一部である刑事裁判権を放棄するということは考えられていませんでした。それにもかかわらず自己付託が行われる背景には、紛争が継続しており敵対勢力間の力関係が拮抗している国であるほど、現政権にとって自らの国内統治を正当化するために国際刑事裁判を利用するインセンティブが高まるものと推察できます。第二は、国際社会によって国家指導者が起訴される構図を取る国連安保理による付託あるいはICC検察官による捜査着手の場合です（安保理によって付託された事態にスーダンとリビア、ICC検察官が捜査を開始した事態にケニアとコートジボワールがある）。特に前者の場合には裁判が国連憲章第7章下の強制措置として行われるがゆえに訴追対象者をより強く追い詰めることとなります。しかし、国家主権原則に立脚する国際刑事裁判は訴追対象者の自由を直ちに奪うことにはならず、裁判は訴追対象者が自らの国内統治の正統性を国際レベルで争う様相を帯びることになるといえるのではないのでしょうか。

論文では自己付託による裁判の事例としてウガンダ、安保理による付託に基づく裁判の事例としてスーダンを取り上げて検証しました。ウガンダ政府は反政府組織側が勢力を拡大している時期に同組織の事態をICCに付託しましたが、2006年7月に始まった和平交渉ではICC起訴状の効力が焦点となりました。反政府勢力は和平合意調印の条件として起訴状の撤回を求め、その確証を得るためにオランダのハーグにあるICCを訪れることまでしましたが主任検察官との面会を拒否され、結局、和平案への署名に姿を現しませんでした。これは内戦が継続している国においては国際刑事裁判が現政権によって国内正統性を確立する手段になりうる一方で、一端発出された国際刑事裁判所による起訴状の効力が事実上取り消せないことから、訴追対象者に和平合意への調印を促す十分な安心の確証を与えることも困難になることを示しているといえるでしょう。

スーダンではバシール大統領をはじめとする現職の国家指導者に対して逮捕状が発布される以前には、何とか国際起訴を食い止めようと自国で裁判を行う意思を示したり、国内刑法を改正したり、安保理理事国に訴追延期の決議を採択するよう働きかけたりしました。しかし、国際刑事裁判の訴追の対象とされている国家指導者が自らの首を絞めるような国内改革を行うとは考えられず、国際社会が容認する政策変更は実質的には体制転換を待たなければ難しいでしょう。実際に逮捕状が発付されるとスーダン政府は一転して国際刑事裁判を同国の体制転覆を図る企てだとして国際社会を糾弾するようになり、国内のNGOを追放するなど一時的に人道危機を悪化させる事態を招きました。

さて、講演タイトルの副題である「正義の追及は平和を促すのか」という問いに対して、論文では明確な答えを出しておりません。ディレンマを抱えていることを指摘するにとどまっています。但し調査を行ってみて興味深いと感じたのは、スーダンにしてもウガンダにしても、国家あるいは反政府勢力の指導者がICCの訴追を非常に重大視しているという事実です。この点で国際刑事裁判が持つ正統性の規範に着目すれば、裁判推進派が指摘するように不処罰を容認しないことを国際社会が行動で示すことで将来の犯罪を抑止する長期的効果は期待できるのかもしれませんが、問題は現に抑圧的な政策を取る国家指導者を前にどのような措置をとるかです。

現在は、国際社会による法的正義の追及が紛争終結や

受賞者プロフィール



ゆざわ しもやち なお
湯澤(下谷内)奈緒

平和的体制移行に寄与する条件について考察を進めているところです。これには外交や国際秩序の基盤についての理論的考察を深めるとともに、一定の期間を経て過去の人権侵害に向き合い、裁判が行われるようになったラテンアメリカや東欧諸国など「民主化第三の波」の国々に関する比較政治の分析の視点も取り入れる形で進めています。「奨励賞」にふさわしい研究者になるべく、さらに精進したいと思います。

最後に、お世話になりました方々にもこの場を借りて御礼申し上げることをお許しください。今回の応募にあたり私のつたない論文を分かり易く解説する推薦文を書いてくださったほか、国際刑事裁判そのものの政策的課題を超えて国際政治がなんであるかを考察するよう促してくださっています石田淳先生に感謝申し上げます。また、本論文の掲載誌『平和研究』第38号(特集テーマ「体制移行期の人権回復と正義」)を編集してくださった内田みどり先生、清水奈名子先生、匿名の査読者の方々にも御礼申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。■

東京大学法学部卒業。英国ブラッドフォード大学平和学研究科修士課程修了。ジャパンタイムズ記者、日本国際問題研究所研究員を経て、現在、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在籍。

研究領域

国際政治学、移行期正義

主要業績

「国際刑事裁判のディレンマの政治構造」(受賞論文)

“Linking Demining to Post-Conflict Peacebuilding: A Case Study of Cambodia” in David Jensen and Steve Lonergan eds., *Assessing and Restoring Natural Resources in Post-Conflict Peacebuilding*. 181-197. London: Routledge. (2012).

「国際正義と国内秩序—紛争当事者の刑事訴追についての政治学的考察」『国際政治』第171号、58～71頁(2013年)。

上智大学

生命倫理研究所

青木清 × 町野朔 × 奥田太郎

2013年4月某日、上智大学の生命倫理研究所を訪れ、所長の青木清氏と専任研究所員の町野朔氏に、同研究所についてお話を伺った。南山大学社会倫理研究所は、2011年度より、同研究所と毎年共催でシンポジウムを開き、緩やかな連携・協力体制を築いている。

研究所開設について

奥田：2010年4月に上智大学生命倫理研究所を開設することになった経緯をお聞かせ下さい。

町野：大元をたどると、1978年に生命科学研究所が、上智大学と同じイエズス会を母体とするジョージタウン大学のケネディ・インスティテュートをモデルに開設されました。その後、2005年に第12回ユネスコ国際生命倫理委員会（IBC）が上智大学で開催されたのを機に、生命科学研究所を発展的に改組し、青木清先生を所長にお迎えして、生命倫理研究所を開設したのです。IBCをきっかけに、上智大学として生命倫理にきちんと取り組むことはやはり重要だという気運が高まったのだと思います。

奥田：組織としては、大学の中でどのような位置づけをもっていますか。

町野：附置研究所です。私が着任した1969年当時、上智大学には様々な研究所がありました。その後、統廃合を繰り返し、研究機構（常設研究所）という一つの傘の下に様々な研究所が収まる形になりました。学長裁量のもとにある附置研究所はそれとは別にあり、現在、当研究所をはじめ、アジア文化研究所、グリーンケア研究所、半導体研究所など、研究所がたくさんある状況はそれほど変わっていません。

奥田：専任スタッフがいる研究所がたくさんあるのですか。

町野：研究機構に入っている研究所はすべて兼任スタッフによって成り立っています。当研究所の場合は、青

木先生が所長、私が専任の研究所員として所属していて、専任の事務スタッフも1名おります。

研究所スタッフについて

奥田：スタッフ構成は、所長の他の所員9名のうち、専任所員1名、学内兼任所員5名、他機関より3名と伺っていますが、運営はどのようにしているのでしょうか。

町野：所員会議は原則学内の所員のみですが、拡大運営委員会として全員が集まる場もあります。スタッフ構成は少しユニークでして、スタッフには、行政に関わっていた人が多いです。青木先生は理系方面で審議会等の行政関係のお仕事をなさってこられて、私も行政関係の仕事をする機会が多く、そうした仕事を通じてできたネットワークをもとに協力者を募っています。私の意図としては、責任をもった発言のできる専門家が所属して、厚生労働省や文部科学省といった行政への影響力をもつ研究所にしたいという狙いがあります。

奥田：政策決定に実質的に関わっていける研究所にしたいということですね。

町野：そうです。

青木：たとえば、当研究所がモデルとしているケネディ・インスティテュートも米国の政策決定に深く関わっています。米中国交回復前にケネディ・インスティテュートから中国の道徳観などを研究するために研究員が日本に派遣され、東洋と米国の倫理についての共同研究を開催することになりました。同じイエズス会を母体とする上智大学が受け皿となり、その後、先ほど話に

出た当研究所の前身の生命科学研究所が設立されたのです。生命科学研究所では、生命倫理部門、人間科学部門、生命哲学部門を設けて、バイオ研究部門と共同して、科学と倫理の双方にまたがる大学院教育を実施していました。その当時は、患者の権利が論じられ始め、人種問題も解決へと進み始めた頃で、日本医師会の竹見太郎さんにも研究所に加わっていただいたりしました。

奥田：政策決定と教育をとともに見据えた研究所ということですね。

町野：私は学術会議にも関わっていたのですが、実は、学術会議が生命倫理研究所をつくるべきだという議論もあったのです。当研究所の開設に当たり、モナシュの生命倫理センターなどを視察しました。規模としてはモナシュのセンターを参考にさせていただきました。

青木：米国にヘイスティングス・センターという研究所がありますが、上智大学としては、大学の中にあって学生教育にも寄与できるようにと、ジョージタウンを参考に生命科学研究所をつくりました。1973年にエドワード・ケネディ上院議員が公聴会をやったときに私はちょうど米国にいました。そうしたこともあり、上智大学でも生命科学研究所をつくるなら、生命倫理もやった方がよいと提言したのです。その当時、南山大学の故ヒルシュマイヤー学長も賛同してくれまして、南山にもそういった研究所が必要だとおっしゃっていました。

研究所活動について

奥田：研究所の活動はどのようなものでしょうか。

町野：現在のところは、研究所としても協力するという形で、様々な筋で始まったいくつかの研究会を進めています。ひとつは、再生医療の問題です。生命倫理学の語り口としては通常、たとえば、体細胞の提供を受けてiPS細胞を作るときに倫理的問題はあるか、といった問いの立て方をします。それは確かに大切なことなのですが、その背後に何があり、どのようなガイドラインによって導かれているかといったことを調べていく必要があるのです。これは従来の生命倫理のアプローチではあまり扱われて来なかったように思われます。あるいは、臓器移植や精神医療について、医療現場や研究の現場にどのようなニーズがあり、どのあたりに官公庁の問題があるかということを明らかにす

る必要があります。日本の生命倫理の議論の中ではこうした問題が十分論じられてきたとは言い難いと思っています。この研究所では、そうした医療政策一般、あるいは、世界的な貧困の問題なども含めて、広く問題を取り扱うアプローチでやっていきたいと思っています。

奥田：その再生医療の研究会のほかに、児童虐待防止法に関する研究会もしておられます。最先端の医療技術の倫理問題を扱う一方で、問題それ自体は昔からある児童虐待あるいは児童福祉の問題をあえて研究所のテーマに取り上げているのはどういった狙いからでしょうか。

町野：新聞で虐待死の事件が大きく報道されているのを見て以来、私の個人的な関心から始まりました。ですから、このテーマについては、研究所が立ち上がる前から取り組んでいるのですが、虐待に関する多くの議論は、虐待した者を処罰せよという点に終始していて、虐待に関連する全体的なシステムについての考察が欠けているのです。そういったことを含めて、私は、児童福祉の問題は生命倫理の問題の一つだと認識しています。

青木：たとえば、子どもの臓器移植が認められるようになって、児童虐待が改めて問題になっています。

奥田：児童虐待など、本来、生命倫理という領域で論じられるべき問題について、全体的なシステムの検討という視点から取り組む、というのが、生命倫理研究所の基本姿勢ということですね。

青木：生命科学研究所の生命倫理部門を設けたときにも、根本的な目的は、人間の生存を守ることでした。もちろん、環境問題まで入る形で構想していました。ところが、研究が進むにしたがって細分化されていくんですね。それは重要なことではあるのですが、他方で、包括的な視点で生命倫理の問題を捉えることはやはり必要だろうと考えます。児童虐待の問題を生命倫理の領域で考えることは、そうした意味で重要だと思っています。

シンポジウムについて

奥田：研究所開設以来、シンポジウムをかなり頻繁に（2010年に4回、2011年に2回）開催なされていますが、企画立案のプロセス、提題者の選出方法などについてお聞かせ下さい。

町野：創立記念シンポジウムのときは、研究所のアイデンティティを示す必要がありましたので、老人医療というテーマが浮上しました。ゲノムや臓器移植にとどまらない問題の広がりを見せたかったのです。この企画はかなり考えましたね。

青木：二人でまずアイディアを出し合い、それを所員会議で検討しましたね。

町野：私は精神医療の問題にも長らく取り組んでいますが、1970年代に激しく争われた保安処分の問題など、多くの課題があります。それについて法律の専門家だけで海外視察などをして丸め込まれて帰ってくることになる。ちゃんと精神科医と一緒に行かないと何もわからないのです。そういうことも経験し、研究は机の上だけでやるものではなく、然るべきメンバーで視察見学に行って実情を把握することがきわめて重要だと考えるようになりました。そうした視察先との連携関係で企画したシンポジウムもありましたね。

奥田：そうした一般の人々に開かれたシンポジウムを（一般的には専門的なことばかりやっているというイメージがある）研究所が開催することの意義はどこにあるとお考えでしょうか。

町野：研究所を知ってもらいたいということもありますが、一番大きいのは、生命倫理の議論についてきちんと知ってもらいたいということですね。新聞紙上にあらわれる生命倫理の議論は、実態と大きく乖離していることが多い。ですから、一般に対して情報発信をしたいのです。しかし、実際にはあまり多くの人は来てくれない。脳科学のように身近なものとして興味を持てる問題でないと来てもらえないのも事実です。そうしたテーマを選ぶことも今後の方向性として考える必要はあると思います。

奥田：そこを入口にして、他の問題についても関心をもってもらえるのも手ですね。

青木：生命倫理というと難しいものだという印象が一般にあって、自分の問題として捉えられない傾向があります。私は、教養としての生命倫理というふうに考えて、教養を高める方法の一つとして、シンポジウムを位置づけています。専門的な事柄を一般の人々にも分かる形で伝えていくことは、生命倫理についてのコンセンサスを形成する基盤としてとても重要です。さらに言えば、生命倫理の研究所は、国家から少し離れたところから第三者的な立ち位置をもつのがいいと私は考えていて、そうした立場からシンポジウムなどを通

じて教養を深め広めていくことは意義のあることだと思っています。

刊行物について

奥田：教養を高めるという点では、研究所としての刊行物も重要です。これまでの刊行物（『児童虐待の防止』、『児童虐待と児童保護』、『脳科学に何が期待できるか』）は一般の出版社から刊行されていますが、出版までのプロセスを教えてください。

町野：上智大学出版会に申請したり、出版社と交渉したりですね。いずれにせよ、費用の調達は別途やらねばならず大変です。

奥田：『脳科学に何が期待できるか』は上智大学の新書シリーズの第一弾として出されていますね。教養という点では関連しているように思います。

青木：やはり、研究所刊行物は専門書として敬遠されがちになりますから、新書のような少し手が出やすい形で出版物を出すのは重要ですね。

町野：そうですね。シンポジウムのテーマによっては新書として出すのもありですね。ただ、新書のターゲットは40～50代のサラリーマンということもあり、書き方やテーマなどに一定の制約が出来てしまうということもありますけども。

人材養成について

奥田：ウェブサイトの所長挨拶には、「学内においては、現代社会における生命に関する先端科学技術の進歩に伴って生ずる倫理的な課題について、学部学生、大学院生、社会人を対象として、所員一同、教育のみならず人材養成につくす」とあります。現状で、具体的にどのような取り組みをしていますか。

青木：昨年度から、町野先生を中心に、社会人対象のコミュニティカレッジを開講しています。

町野：こちらも、受講者数が少なく開講が危ぶまれる状況ではあるんですけどね。他方で、研究所が協力する形で、一般教養のカリキュラムも今年度の秋からスタートします。東京大学のUT-CBELのような教育活動ができるといいのですが、資金的にもなかなか難しいですね。

奥田：人材養成ということで、生命倫理の研究者の養成を念頭におかれていたように思いますが、そういった教育プログラムはありますか。

青木：大学院をもって専門教育をすることを目指しては

いますが、今のところ実現は難しいですね。生命科学研究所の頃はそういったこともしていたのですが。また、制度的な問題として、生命倫理専攻を創ったとして、どの研究科につけていいかわからないという問題もあります。

町野：修了生の出口、受け皿の問題もあります。修了時にどういった資格を出すのかという問題もあります。学位を出すのではなく、再教育の場とするというやり方もありえます。たとえば、ジャーナリストの再教育の場にするのもよいかもかもしれません。

今後の活動について

奥田：今後の研究所、および、日本の生命倫理研究のあるべき姿、発展の方向性について、お聞かせ下さい。

町野：この研究所は顔を持つことが必要です。ひとつは、紀要の刊行で、もう一つはウェブサイトをもつことです。また、上智のアイデンティティの確立という点で、生命倫理研究所を上智の顔にしたいという気持ちは強

いですね。そして、日本の生命倫理は、人々の命に関わる事柄を扱う領域として、責任をもった生命倫理でなければならないと思います。そういう点では、まだまだなのかなと思っています。

青木：生命倫理というのは、一見派手なようだけど、実は地味なんですよ。地味な内容をどのように見せていくかという広報の問題はかなり重要です。ですから、広報に長けたスタッフがいるのが望ましい。われわれだとしても専門性の色合いが濃くなってしまいますのでね。また、冒頭で話題になったIBCのような、エポックになることをたまにやらないと、上智の顔になるのはなかなか難しいだろうと思います。そのためには、やはり、カトリック的な精神を大切にやっていかないといけないでしょうね。その意味では、たとえば、国際カトリック大学連盟（IFUC）などを介して連携しながら、上智の生命倫理研究所と南山の社会倫理研究所が共同してやっていくこともありうるだろうと思います。■



町野 朔【まちの・さく】

上智大学生命倫理研究所 教授

東京大学法学部助手、上智大学法学部教授を経て、現職。医事法、生命倫理の研究を行い、クローン技術規制法の制定、臓器移植法改正、精神衛生法・精神保健法・精神保健福祉法の改正などに関わる。

青木 清【あおき・きよし】

上智大学生命倫理研究所 所長

理学博士。上智大学理工学部教授、同大学生命科学研究所所長を経て、現職。神経生物学者として日本における生命倫理のパイオニア的存在。

学 界 報 告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム

「私たちは他人を助けるべきか—非常時の社会・心理・倫理」

鈴木 真

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
人文学部・講師

上智大学の生命倫理研究所が発足したのを機に、南山大学の社会倫理研究所と共催で、年に1回シンポジウムを開こうという話で始まった共催シンポジウムの第2回が、南山大学を会場に行われた。1年半前（当時）に起こった東日本大震災の問題を踏まえて今回のテーマは選ばれた。

丸山雅夫社会倫理研究所所長の挨拶と、青木清上智大学生命倫理研究所所長の挨拶の町野朔所員による代読の後、司会の奥田太郎が今回の趣旨説明を行った。通常、「他人を助けるべきか」と聞かれれば、「そうすべきに決まっているでしょう」と思うのが、人として普通のことであろうけれども、この答は自明なことかということは、疑問に付される場面がある。例えば、東日本大震災では、他人を助けに行き逃げ遅れ、津波等で命を失った人たちが少なくなかった。自分の命が脅威にさらされているにもかかわらず、なぜ私たちは他人を助けてしまうのか。そして、そうすべきなのか。また「他人を助けるべきか」ということで、もう一つ考えるべきなのは、非常時に赤の他人ではなくて自分の身内の命を助けようとしてよいのかということだ。他人を助けることを職務とする人もいる。そうした人たちは、自分の身内を巻き込むような非常時において、特に命が懸かるような状態では、他人を助けるべきかという問いの深みに苦しめられることがあるだろう。今回のシンポジウムでは、こうした点を考えてみたい、という趣旨の説明が行われた。

自然人類学、比較行動学が専門の小田亮先生（名古屋工業大学）には「人はなぜ赤の他人を助けるのか—『おせっかいなサル』の行動学」という題目で講演をいただいた。その趣旨は以下のとおりである。他人を助けることは、おそらく進化の結果、われわれに生物学的な特徴として備わっている。鳥が空を飛んだり、魚が海を泳いだりしているように、われわれは人を助ける。利他行動というのは、自分の適応度を下げ、ほかの個体の適応度を上げるというものなので、単純に考えると、こんなものが自然淘汰で進化するわけがないが、現実には存在している。1つその説明として考えられているのは、血縁淘汰理論だが、非血縁、赤の他人の場合にはこれで

は説明できない。これについては互恵的利他行動という理論があるが、お返しが期待できない赤の他人に対して利他行動をする場合には、これでは説明できない。この説明としては、間接互恵性の理論がある。人間の場合、助けた相手から直接お返しが来るのではなくて、社会の中を回り回って、ほかの人から返ってることがあるということだ。そのときに重要になるのは、評判である。実験によると、罰への恐れというネガティブな動機より、よい評判への期待というポジティブな動機によって利他行動が促されているらしい。

また、こうした利他行動には裏切り（お返しをしないこと）をする者が出てくる。実験によると、私たちは相手の表情や身ぶりといったことによって、その相手がどれぐらい利他的かということのある程度見分けることができるのではないかと思われ、これはおそらく裏切りに対抗するための、自然淘汰によって備わった能力なのではないかと考えられる。

人間と現在一番近縁であるチンパンジーの利他性がどれぐらいあるかを調べることによって、共通祖先にどれぐらい利他性があったかということのある程度推測することができる。

チンパンジーはどのぐらい利他的なのかというと、実験によると彼らは相手が困っているのを自発的には助けない。相手から助けてくれと要求されると、それには応じる。ある程度困っているということは分かるが、自発的に助けるということはない。そこが人間と違う。おそらくそれは、チンパンジーと分かれた後で進化したのだといえる。

最後に、血縁淘汰理論や互恵的利他行動の理論で前提されるような認知的な基盤をベースにして利他行動が成り立っているのだが、そこから倫理が生まれたのではなく、ヒトの倫理というのはそれとは別物であって、場合によっては拮抗するようなものではないかということを示唆する実験がある。しかしこの点は、まだ研究が始まったばかりであり、おそらくこれから非常に面白くなる研究テーマであろう。

次に倫理学がご専門の児玉聡先生(当時、東京大学)に、「津波てんでんこと災害状況における倫理」という題目で講演をいただいた。その講演内容は以下の通りであった。津波てんでんことというのは、「津波が来たときには、家族や他人のことは気にせず、高台に逃げよ」というルールである。釜石市では、東日本大震災の地震と津波によって市が破壊され1,200名の死者・行方不明者が出たといわれているが、このルールに従って行動した釜石市の小中学生に関しては約2,900名がほぼ全員生き残った。これと対照的に、地震や台風のときは、児童の安全確保のために、てんでんに逃げるのではなくて、保護者がその子どもを受け取るというルールや、集団避難というルールを採用している地域もあったが、東日本大震災ではそのための共倒れで多くの死者を出したようだ。このような共倒れを防ぎ、一人でも多くの人を助けるためのルールとして、津波てんでんことを社会的に採用することが倫理的に正当化されるのではないかと考える。

この考えには少なくとも2つの批判があると考えられる。1つの批判は、津波てんでんことは利己的な教えであるという批判である。もう1つの批判は、この教えに従うのは心理的に困難であり、事実上無理なのではないかという批判である。第一の批判に関して言うと、津波てんでんこの社会的採用は、一人でも多くの人を助けるという功利主義的な根拠で正当化でき、利己的な根拠によって正当化されているのではない(ただし、こうした正当化ができる津波てんでんこの社会的採用の形態というのは、教育がきちんとなされて津波の際には皆がこのルールに従うという社会的期待ができ、誰かが自分が来るのを待っているかもしれないという疑念の余地がなくなって、いざというときに多くの人助かるようになっている状態に限られる)。またこのルールの正当化ではなく従う動機についても、利己心からやる人もいるとは思いますが、共倒れを避けるために相手のことを慮って津波てんでんに従うことも可能である。

第二の批判に関しては、津波被災者の状況をいくつかに分けて考えることが有益だろう。ここでは3つに分けてみる。1つ目の状況としては、自分の大切な人が安全かどうか分からないけれども、彼らが自分たちで避難できると知っている場合である。この場合には津波てんでんに従うのに心理的抵抗は少なく、教育次第でできるであろう。2つ目は、自分の大切な人が安全かどうか分からず、しかも彼らが自分たちで避難できないことを知っている場合である。この場合にてんでんに従うこ

とは難しくなるが、状況の不確定性のため心理的に不可能ではないだろう。3つ目の状況は、自分の大切な人が安全でないことを知っていて、しかも彼らが自分で避難できないことを知っている場合である。この場合にてんでんに従うことはさらに心理的に困難であろう。第二・第三の状況で津波てんでんに従うことを容易にするためには、困った人を助ける人がいてくれなくてはならない。そこで、自分が消防隊員や警察官のような他人を助ける義務を持った職業をもつ場合には、津波てんでんに従わず、救助に当たるべきだろう。津波てんでんことは、上で述べた3つの状況の全てにおいて社会的に採用すべき避難の指針であるが、消防隊員や警察官は例外となる。

臨床心理学がご専門の久田満先生(上智大学)には、「専門援助職が助けられなかった時—災害時の援助職における罪悪感とその対処」という題目で講演をいただいた。その講演内容は以下のようであった。東日本大震災では、関連死の1,600人を足すと、今回、亡くなった方、行方不明の方は2万人といわれており、動物も多数犠牲になっている。その近くにいる被災者の数は、亡くなった方の5、6倍はいるだろうと推測する。そうした人たちのサポートやケアに携わらなければならない人たち、被災者からの支援者という方もかなりいて、そのうちには自分自身も被災者ないしその家族だという人々も多い。被災者にも、これらの人々にもメンタルにダメージを受けている人々も多いだろう。

被災者のメンタルヘルスに関しては、震災直後は茫然自失状態である。2、3日から1週間、長い人で1カ月ぐらいたつと、急に元気になってくる。連帯感、心を一つに、どんな困難にも立ち向かうんだと希望を感じる。こういうところに取材が入ると、「被災地も頑張っていますね」というような報道になる。しかしそれが数カ月から半年ぐらいたつと、だんだんまた落ち込む人がでてくる。実際、家はどうするのか、仕事はどうするのか、ばらばらになった家族はいつ一緒になれるのか。認知症の母親の症状がさらに悪化したけれども、どこの病院が引き取ってくれるのだろう。このような問題が山ほど目の前にあることあるとき気付き、幻滅期に入る。そこから立ち上がる人もいるが、震災から一年半たっても被災地ではこれが相当長く続いているようなイメージがある。

強烈なストレスで悪夢を見る人、PTSD、親しい人を亡くして悲しみのどん底に落ち込んでいる、いわゆる悲嘆反応状態も大きな問題だが、別の心の問題として「サバイバーシンドローム」というのがある。生き残った人々

には、しばらくたつと「なんで自分だけ残ったんだろう」「あいつも死んだのか」「あの家も崩壊しちゃったのか」と、だんだん、じわじわと落ち込む人が出てくる。こうした「罪悪感」とともに、怒りが生じてくる。今回はいろいろな怒りの矛先がクリアにあって、やり場がはっきりしていたのでこれが顕著だった。この2つの感情は、実は抑うつ状態という、大きな暗い、深い闇の世界の中の一部にすぎない。

同じような罪責感、専門援助職の中にも見られる。家族や仲間を助けられなかった者や、自分が避難をするために助けを求める誰かを無視して避難した人たちには、特殊なトラウマが長期間残る。専門職が助けなかった・助けられなかった（と感じる）場合の罪悪感、かなり長期になるのではないと思われる。

こうしたことを踏まえて、今回のような非常時に他人を助けるべきだったかと考えると、一般的には助ける方がよいのだろうとは思いますが、何点か考慮すべき点がある。看護師や医師や教師には、自衛隊や消防団の人々と違い、緊急の災害時に助けに残るべきだということを強制する法律はないようだ。そこで、自分で決めなくてはいけないので困ることになる。緊急時だから、熟慮する時間がない。しかも、放射線の影響というのはどのようなものかなど、分かっていない点が多い。しかも、避難と残留どちらを選んでも悔いが残る。避難した場合、家族は助けられるけれども、かなりの数の患者や生徒を見捨てなければいけない。残留した場合、家族について、例えば被曝のことがずっと気になる。

この罪悪感の生起メカニズムは何かわかっていない。臨床心理士として、罪悪感を低減できるプログラムが開発できないだろうかと考えている。

こうしたご講演の後、休憩をいったんとった。会場からの質問については所定の質問票に書いて提出してもらうことになっており、多くの質問票が提出された。休憩の後質疑が行われたが、最初に各講演者が互いに質問をしてそれに答えた後、フロアの質問に講演者が答えるという方式で進められた。以下では当日出た論点のうち重要だと私が考えるものを記すことにする。

小田先生からは、利他的な男性の方が女性にもてるという実験結果から、利他性が性淘汰で選択されてきたという可能性が指摘された。ただし、長期的な相手を選ぶという状況では、家族に対する利他行動が特に評価されることから、血縁に対する利他行動のほうが重視されるようになっているのではないかと指摘もされた。

利他的な者とそうでない者を見分ける実験に際しては、笑顔とおそらく笑顔の対称性が利他的な者を見分ける指標として利用されているのではないかと考えられる結果が得られたと説明された。

また人間は内集団と外集団を分けて前者にしか利他性を適用しないという傾向もあり、これは人類が小さな集団で生活し集団同士のコミュニケーションもほとんど無い環境で進化した結果だと思われる。これを文明によってどれだけ変えられるかということも大きな問題である、というご指摘をいただいた。

なぜ危機に陥ったら仲間を助けようと思うのかというと、普通の災害の場合、集団でいたほうが得な場合、例えば助け合って何とか逃げたり、助け合って何かと戦ったりという場合が多い。そうすると、お互いばらばらに逃げるのではなく、相手を探す傾向が進化したと思われる。津波は、そういう点では特殊で、集団でいたところで何の利益もないのだが、それでも災害として認識されるので上記のような傾向が出てくるのだろう、という推察が提示された。

個人の利他性を測る尺度をつくったところ、やはり高い人と低い人がいる。それなりに遺伝的な要因もあるわけだが、一方で環境要因もあるということが示唆されている。自分が他人に対して何かをすると、それが返ってくるような環境にいる人は利他的に振る舞うだろうし、そうではなくて、例えば友達に何かしても全然返ってこないような社会的環境にいる人は、利他的に振る舞わなくなるだろう。社会的ネットワークの研究でも、利他的な人同士は、利他的な人同士で固まっている。それによって、互恵性や間接互恵性が担保される。今興味を持っているのは、どういった社会的環境に置かれているか、それでどういう個人差が出てくるかということである、とコメントされた。

児玉先生の立場に関しては、人の命をできるだけ多く救うことが幸福の総量を最大化するという功利主義の立場に本当に合致することになるのか、という質問が出された。児玉先生は、命を救われることが救われないことよりも結果として幸せでない人もいるかもしれない。しかし社会全体としてどういう規範を採用するかということになると、津波でんでんこによって人の命をできるだけ救うという（単純で皆に理解されやすく教育しやすい）規範を採用することが功利主義に合致するだろう、という趣旨で回答された。津波でんでんこが社会的規範となれば、自分が逃げたときに「津波でんでんこだ」という

正当化ができ、久田先生が指摘された行きすぎた罪悪感を弱めることができるのではないかと示唆もされた。また、てんでんこが津波以外の災害にも有効だという主張をしているわけではないと補足された。津波の場合には、助けに行くこともできるし、逃げることもできる、どの時点で逃げるところに切り替えるかも難しいという、災害の中でも特殊な条件がそろっていて、それでてんでんこで多数の人間を救うことができると期待されるが、他の災害の場合一般にこれが成り立つかどうかは疑わしい。文科省が津波てんでんこを災害教育一般に使おうと言っているが、これには慎重になったほうがよい。別の補足として、津波対策として、津波てんでんこだけを実施すべきだと言っているわけではない。高齢者と動けない人、自分では助けられない人をどうやって助けるかを考えて備えておくべきだろう。

津波のとき、同じ家にいて、近くにいれば、たぶん助けられるだろう。けれども、離れていれば、たぶんできない。状況を考えて、助かる可能性がどのくらいあるかと判断する場があってもいいのではないかと、という指摘があった。これに対して児玉先生は、その場で何かを考えだすと、特に非常時には間違える可能性があるので、なるべくルールはシンプルにすることが重要である。だから、シンプルさを追求しつつ、助けられる可能性も考えられるようなルールづくりをする必要がある、と返答した。

児玉先生の考えでは、津波てんでんこの重要なところは、共同体の合意に基づいてそれをルールとして採用す

ることであり、1人だけやったり、多くの人があるところから離脱したら、よい結果が出ない。だから、みんながそれを約束してやる必要がある。専門援助職の人々は例外だが、医療従事者や学校の先生はどうか難しいところである。フロアから彼らに緊急時でも他人を助けるというのは義務以上の行為だという意見が出たが、そのように考えて何をすべきか個人に任せると、久田先生が指摘されたようにいずれにせよ後悔が出る選択を個人にさせることになる。

久田先生のお話では、専門援助職の場合、災害時のトリアージがいい例だが、どういう状況でどこまでということはある程度決めるべき時代にもう来ている。専門援助職の人たちが、自責的心的外傷を持った場合に、どのような治療対処をしているか、というと、正しい治療対処の方法は分からないが、今は認知療法といって、原因の帰属を自分の能力のなさに「患者」は位置付けているけれども、本当はそうではなくて、こういう状況だったからこうなったのではないかと話し合いの中で解決していくという方法が、おそらく今、一般的にやられていることだと思われる、ということだった。

最後にミカエル・カルマン南山大学学長の閉会の辞によってシンポジウムは終了した。まだまだ議論したい重要な論点はたくさん残っているように思われたが、参加者には学問的にも一般的にも面白いシンポジウムになったと思う。■



活動報告

2012年度懇話会・研究会報告

第一回懇話会

2012年4月20日(金)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

ロバート・スパロウ先生(モナシュ大学)

「美徳なき戦争?—軍事ロボット工学の進展と「軍人の徳」

今回の懇話会では、軍事ロボット工学の進展が軍人の徳の思想と軍隊と世界の未来に及ぼす影響について、哲学・倫理学者であるスパロウ先生に講演していただいた。講演は英語で行われ、スパロウ先生の日本における滞在先(東京大学)の受け入れ人である児玉聡先生に講演と質疑の通訳をお願いした。司会は私(鈴木真・南山大学)が行った。スパロウ先生は、オーストラリア国立大学で博士号を取得され、現在は世界的な応用倫理学研究の拠点であるオーストラリアのモナシュ大学に所属しており、政治哲学、応用倫理学(生命倫理、環境倫理、メディア倫理、正戦論、科学技術倫理)を専門にしている。

先生の講演は、以下の様な趣旨だった。近代以降、軍事戦闘員は、非常に強い心理的・道徳的ストレスに曝されてきた。また、軍事戦闘員は、文明社会では日常禁止されている殺傷を行う技能と潜在的意志をもっており、そうした人々を保持することには社会的・政治的リスク(たとえば、クーデター)がつきまどってきた。従来は軍隊で奉じられてきた「戦士の掟」や「軍人の徳」(勇氣、名誉、コミットメント、忠誠、慈悲(mercy))といった思想は、これらのストレスやリスクを軽減し、さらに戦友や国のために危険を冒すことに準備させ軍事的効率を



増進し正戦論で掲げられたような規準に従えるようにするために発展してきた。しかし、無人飛行機「プレデター」や「リーパー」のような遠隔操作される長距離ロボットシステムが登場したことで、戦闘行為は、身体的な強靭さや武勇などの軍人の徳をもたずとも安全な所から遂行できる「デスクワーク」と化す。戦闘活動に従事させることなしに軍人の徳を軍隊で維持することは難しい。こうした軍事ロボット工学の進展は、軍隊と世界の将来に悪影響を及ぼすだろう。というのも、軍事ロボットシステムのみで長期的な政治的解決をもたらすことはできないからだ。たとえ戦争が正しい目的で始められたとしても、戦闘員が軍人の徳を持って現地に赴くことなしには、その目的を達成することはできないのだ。

講演の後には、軍事ロボットシステムの現状について詳しくない参加者のために、「テロリスト」とみなされた人々が米国の長距離ロボットシステムにより爆撃され殺害される様子が動画によって例示された。その動画には多くの参加者が衝撃を受けていたようだった。

そののち、言語のギャップにもかかわらず率直な質疑が交わされた。スパロウ先生も講演の中で認められていたが、長距離兵器自体は以前からあった。また、それとも関連して、相対的に安全な場所から攻撃することができる兵器も、以前から開発されていた。それで軍人の徳の育成に重大な問題が出ていたかということ、はっきりしない。したがって、軍事ロボットシステムの導入が、軍人の徳にそれほど深刻な影響を及ぼすかどうかについては、異論がありうるかもしれない。またこれは私が言及したことだが、ロボットシステムにより戦闘員を現地に置くことが必要なくなるなら軍人の徳は今後いらなくなり、必要のままなら軍人の徳の訓練場が残るのでそれらは保持され、いずれにせよ問題は生じない、というジレンマにスパロウ先生の議論は直面するように思われる。先生が認めるように長距離ロボットシステムを導入しても戦争目的の達成に戦闘員を現地に置くことが必要なら(実際、米国はイラクやアフガンでそうせざるをえなくなっている)そこで戦闘員に軍人の徳は育成される。したがって、そうしたロボットシステムが導入されても軍人の徳の訓練場は残り、スパロウ先生が予言するような

悪影響は少なくとも限定的なのではないだろうか、という疑念が生まれる。先生は本講演の改訂版を共著の一章として寄稿されるらしいので、その論文の中にこうした問に対する答えを期待して待ちたい。

講演のトピック自体は大多数の日本人の参加者にはあまりなじみのないもので、しかも外国語で行われたが、スパロウ先生の参加者に配慮した人を惹き付けるプレゼンテーションのスタイルと、児玉先生の詳細な通訳の補助のおかげで、参加者には理解可能で印象深いものとなったのではないと思う。私が懇話会の司会をするのは初めてで、しかも英語の講演者を懇話会に迎えるという経験もなかったので、手際も悪く進行もごちなくて申し訳なかったが、皆さんに助けていただき、最後にはなんとか無事に終わってよかったとほっとした。(文責 | 鈴木真)

第二回懇話会

2012年7月14日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

奥野満里子先生(オハイオ州立大学医学部)

「規範倫理学説を生命倫理に「応用」するとはどのようなことか—学生の迷回答例を参考に—」

今回の懇話会では、「生命倫理の諸問題」研究プロジェクトの一環として、英語圏の現代倫理学、特に功利主義倫理思想、および生命倫理学を中心とする応用倫理学を専門とする奥野満里子先生にお話をお願いした。司会は鈴木真であった。

奥野先生はまず次のような問題意識を提示した。尊厳死や中絶、命の犠牲を伴う手術や生殖技術の優生学的な利用など、生命倫理をめぐる深刻な問題は頻繁に発生し、私たちはそれについて論議をしようとする。しかし、それぞれが私的見解や心情を単に吐露するだけでは、論議は堂々回りに終わる。何らかの解決にむけて話し合うにはどうすればよいのか。このような問題意識の下、奥野先生は大学教育体験をもとに、応用倫理をめぐる話し合いの意義と伝統的な規範倫理学説——とりわけ、カント倫理学や功利主義——の有効性について話した。奥野先生の議論の主旨は以下の通りである。

1. 議論を二分するような生命倫理の問題について、我々がもつべき公共規範やあるべき社会システムについて意味のある話し合いを行い、何がしかの合意に少しでも近づこうとするならば、人々が価値観や背景の違いを超えて誰しも同じように理解でき、同じように議論に役立てることができ、かつ私たちの視野を広げてくれるよ

うな、共通のツールが必要である。伝統的な規範倫理学説は、そうした共通のツールを私たちに提供してくれるものとして有用でありうる。

2. しかし、不正確ないしもっともらしくない解釈にもとづいて伝統的な倫理学説を「応用」することは、奇妙な結論を導くばかりでかえって有害である。このことは、講演者が教えた学生による課題への珍解答を検討することでわかる。

3. したがって、もし伝統的な規範倫理学説を生命倫理の問題に本気で応用するならば、当の学説の最も説得力のある解釈を理解すること(倫理学の専門家にあっては、よくある不正確ないし不適切な理解に留意して教えること)が不可欠である。

4. 講演者の教育経験によれば、人々がどのように倫理学説を理解しているかは、具体的な問題に当てはめて論じてもらうまで明らかにはならないことが少なくない。それゆえ、解説する者はそのような課題を学習者に課し、そのうえでフィードバックを与えることが重要である。

奥野先生は参加者から質問を受け付けながら話を進めた。場合によっては応答がかなり長くなった。そのせいで、奥野先生のお話が終わるまで2時間かかった。そして、その後の質疑応答の時間を含めて全体として2時間の予定が、結局3時間を使った。活発な議論ができてよかったし、参加者の発言や集計したアンケートによればカント主義や功利主義についての理解が深まったという反応が多かった。半面、講演の趣旨が参加者の方々の全員にはあきらかではなかったのか、講演の主旨には直接関係のない質疑で



時間がかかった場合もあったように思う。そのためもあって、この講演の核心部分があまり議論されないままになってしまったという感が否めない。たとえば、①奥野先生が主張するように、伝統的な規範倫理学説は、人々が価値観や背景の違いを超えて誰しも同じように理解でき、同じように議論に役立てることができる共通のツールを提供してくれるのか、②奥野先生が考えるような仕方での規範倫理学説を教えたり伝えたりすることが、そのような理解や生命倫理に於ける応用に最も有効なのか、③生命倫理の授業においては解釈や理解にばらつきがある抽象的な規範倫理学説を教えるのではなく、クリティカルシンキングのスキルの訓練や医療における具体的倫理問題例の非理論的検討など別の内容や方法で教育を行う方が有益なのではないか、といった点はもっと議論された方がよかったと思う。司会者（私）が最初に講演の趣旨を明確にしておき、それほど核心的でない論点についての質疑応答が長くなる前にもっと素早く介入するようになればよかったかもしれない。

なお、奥野先生には本講演で使われたスライドを、URL=<http://prezi.com/zda4rd7bqz51/normative-ethics-and-bioethics> にアップロードしていただいた。この報告の中では触れることができなかった、カント主義や功利主義についての誤解と正しい理解についての奥野先生の見解などをみることができるので、興味のある方は是非ご覧いただきたい。ただしスライドは、知的所有権等の理由で、ネット上で公開できない部分を除いたものになっている。（文責 | 鈴木真）

第三回懇話会

2012年7月20日（金）

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32教室

鶴見哲也先生（南山大学総合政策学部）

「貿易と環境の関係性—実証分析から明らかとなったこと」

今回の懇話会では、SO₂・CO₂・BODという汚染物質の排出と、森林破壊という2つの環境問題を例として、鶴見先生ご自身がこれまで行ってこられた実証分析の結果を基に、貿易が環境に与える影響について報告された。

最初に、汚染物質の排出量の決定要因を分析するための計量経済モデルに関する説明があった。汚染物質の排出量は、理論的には①国の経済規模（「規模効果」）、②国内における汚染産業の占める割合（「構造効果」）、③汚染除去・防止の技術（「技術効果」という3つの変数によって決定される。貿易は、規模効果（GDP）、構造効果（資本集約



的産業の割合）、技術効果（一人当たり所得水準）という3つの経路を通じて汚染物質の排出量に影響を与えるが、貿易はGDPや所得と相互に影響し合うため、これらの変数を入れて回帰分析を行うと正しく推定を行うことができなくなるという問題（内生性）が発生する。鶴見先生の研究ではこれを解決するために操作変数法と呼ばれる統計手法を用いて、貿易取引が1%増加した時の汚染排出量の変化を厳密に分析している。

SO₂・CO₂・BODの汚染排出量と経済指標のパネルデータを基に分析した結果、貿易が1%活発になると、世界平均で短期的にSO₂は0.042%減少し、BODも0.048%減少する一方で、CO₂は0.055%増加することが明らかとなった。興味深いのは、OECD加盟国と非加盟国をサンプルとして計算すると、SO₂とCO₂について、OECD加盟国では貿易が促進されると汚染量が減少するのに対して、OECD非加盟国では逆に増加するという結果が示されたことである。このことは、貿易の拡大を通じて、先進国と発展途上国の間で汚染の度合いに差が生じることを意味しており、環境の質という点での不平等性が先進国と発展途上国の間で拡大する可能性を示唆している。

次に、森林破壊の決定要因に関する研究について紹介された。時間の制約もあり、こちらの研究成果に関する報告は要点のみとなったが、モデルの構造や推計方法は上述の研究と同じであり、被説明変数が年間の森林破壊率となっている。分析の結果、上記の研究結果と同じように、貿易が増えると先進国では森林破壊が減少する一方で、途上国では森林破壊が増加することが明らかとなった。

質疑応答では、フロアから活発な質問や意見が出された。特に、貿易の増加・経済成長・環境の改善（あるいは悪化）という3つの要素の論理的なつながりに議論が集中し

た。先述のように、鶴見先生のモデルでは、貿易は国内の産業構造を変化させて環境に影響を与えるだけでなく、経済成長と所得水準の上昇を通じて環境に影響を与えると想定されている。この点に関して、例えば、先進国での環境改善が進んだのは1970年代から起こってきた途上国への産業移転の影響が大きいのではないかという意見や、先進国で環境意識が高まった要因として経済成長や所得の増加を位置づけることが妥当かという意見が出された。前者については鶴見先生はモデル上では産業移転は経済成長に伴う貿易の影響として記述しており、貿易が環境に与える影響を包括的かつ厳密に捉えて分析していることが強調された。後者については、経済成長が必ず環境意識の向上をもたらすとは限らないことを認めつつも、経済成長（規模効果）と所得の増加（技術効果）の影響を取り出して見てみると、先進国では環境負荷が減少し、途上国では環境負荷が増加しているという結果が得られているとのリプライがあった。

自由貿易の是非という問題は、ともすればイデオロギーや思想の次元で議論が展開されがちである。計量経済モデルによる分析は理論上の想定や、データ制約による分析範囲の限定を与えざるを得ないという側面があるが、建設的な議論を前進させるための基礎的な知見を提供するという点に大きな意義がある。貿易が環境に与える影響に関する実証分析の研究成果を踏まえつつ、自由貿易の是非について継続的に議論を深めていきたい。（文責 | 籠橋一輝）

第四回懇話会

2012年9月12日（水）

南山大学名古屋キャンパス R 棟 3 階 R32 教室

松元雅和先生（島根大学教育学部）

「人道主義と平和主義—他衛の武力行使は正義か」

松元先生の講演の趣旨は、人道的介入の議論を正義論の観点から再検討することであった。非武装・非暴力・非戦を掲げる平和主義の思想は、冷戦終結以降、新たな批判に曝されている。世界各地で人道的危機が生じている中、日本などが一国平和主義を貫くのは無責任だということである。こうした批判を行う立場を人道（的介入）主義と呼ぶ。この立場は、自己のみならず、他者の防衛のためにも武力行使は要求されるのであり、時には国家主権を乗り越えてまで軍事介入を行うべきであり、そうした義務が、我々、あるいは国際社会にはあるという。上記のような批判は妥当なのか。また、人道的軍事介入は正義だという考えに問題はないか。松本先生によれば、平和主義には今日でも有

効性がある。軍事的な貢献に代わる平和主義ならではの国際貢献の仕方があるのだ。

松元先生の人道主義に対する批判は、次のようなものであった。（1）現実には、人を救うという意図から行われているかどうか疑わしい。（2）軍事介入によって現地住民に被害が出たり戦後復興が妨げられたりということもあり、介入したほうがしなかった場合よりも人を救えたかどうか、全般的に結果がよかったかどうかは疑問である。（3）現実には、同じような人道上の危機が起こっている場合でも、軍事介入される場合とされない場合が出るという、選択的で不公正な結果になっている。（4）国際法上で認められた武力行使の余地というのは、国連憲章第7章の強制措置あるいは自衛権の行使に限られるので、人道主義の唱導する、他国の人権侵害を止めるために一方的に軍事行動を行うということは違法だという疑いがある。

松元先生は、人道的軍事措置の代替案として、平和主義の下でできる介入手段の試案を提示した。国連の安保理、それから国連総会による非難決議といった措置により、非暴力的・外交的に、対話によって人権侵害を終わらせようとする。経済制裁、資金の凍結、貿易取引の停止なども使える。さらに、独裁者に出国を認めるとか、恩赦を認めるとかいう形で人権侵害を終わらせるという道もある。NGO や国際組織、例えば赤十字国際委員会や国境なき医師団のような民間組織を通じて、非軍事的に人権侵害を緩和する措置をとることもできる。長期的には、先進国の武器輸出の停止による軍縮が、人権侵害の



阻止に効果的な措置である。PKOも、国際的な警察活動の一種として規定されることで、平和主義に合致したものとして適用できる。「警察活動」というのは、①事前の同意、少なくともPKOが派遣される現地国の住民の大多数の同意が得られる見込みがあり、国連を中心とした国際社会の大半の同意があり、②選択的でなく、同じような問題状況には同じように介入して住民を護り、③最小限の武器携帯で抑え、④犯罪者を捕らえて引き渡すことに活動を限定し、裁くのは独立の国際司法機関に委ねることを含意している。こうした対案は、平和主義的対応は人道的危機を看過することになり無責任だ、という人道主義者からの批判への一応の答えである。

対案の効果を疑うこともできるが、軍事介入には色々なコストがかかることを考えると、対案のほうがましかもしれない。追加して言うと、人助けのために軍事介入するために多大なコストを払うくらいなら、武力紛争以外の仕方ですべての人の命や健康が世界には大いにあるのだから、そちらに使うほうが効率的かもしれない。

コメンテータの大庭弘継による論評のうち、私が特に重要だと感じたものは次のものである。PKOが通常の軍事介入であれば人の血が流れるけれども、警察活動であれば最小限度の武力行使に抑えられるから血は流れないで済むという認識が松元先生にはあるように見える。しかしその認識は、PKOが派遣される地域には通常の警察では太刀打ちできないほど治安の悪い所があることを鑑みると、妥当ではないのではないかと。

このコメントに対する松元先生の応答は、以下の通りである。軍事的介入では駄目で、警察活動だったらうまくいくと想定しているわけではない。とりわけ、PKOを警察活動としてやった場合にも、従事者が危険な目に合うことはあるだろう。しかし、国内でも軽武装の警察官は危険に遭遇することがあるが、それは彼らの引き受けた仕事の一部でもあり、非合法組織の活動を抑えるために重装備を持たせるべきだということにはならない。同様のことが、PKOを警察活動として軽武装でやることの危険についても言えるかもしれない。

この応答の後、フロアとの質疑を行った。私が大事だと考えた論点を以下に記す。

(1) 現実の警察活動は必ずしも最小限の武器携帯で抑えるわけではない。警察は容疑者に対して抵抗できないほどの力を持ち込むこともある。警察活動と軍事活動は別の仕方に分けるほうが適切だ。警察活動だと責任のある個人とその人が所属する集団を区別するが、軍事的対応だ

と容疑者を特定せず集団を対象にする傾向がある。

(2) 介入の帰結を云々する場合には、誰にとっての善（たとえば幸福）を各々どれ程重要なものとして評価するかという原理的問題がある。たとえば、他国の（介入される側の）国の人の善と自分の（介入する側の）国の人の善を等しく評価するのか、それとも自分の国の人の善をもっと重視するのか。民間人と軍人の善ではどうなのか。こうした点を議論せずに、帰結の比較評価を合理的に下すことは難しいのではないかと。これに対し松元先生は、帰結を評価する際には、影響を被る人全てを考慮に含めないとおかしいと答えた。

(3) 暴虐な支配者たちに対する恩赦の提示は、平和を維持するのに役立つかもしれないけれども、応報的正義という点では疑問の余地がある。

(4) 講演のサブタイトルは、「他衛の武力行使は正義か」だったが、結局どうなのか。必ず遂行されなければならない正義ではなくチャリティであって、（現状のように）選択的に介入してよい、という考えもあるが、どうだろうか。

(5) 松元先生が人道（的介入）主義に対する批判とされているものの多くは、軍事介入の現状に対するものである。本当に動機として人を助けるために行われ、帰結も問題ない人道主義的軍事介入の例が実際に出てくるなら（そして、介入が国際法上合法であることが明確にされるなら）これらの批判は当てはまらないのではないかと。

松元先生がご講演で扱われている問題の性質と議論の方向性があいまって議論は尽きないといった感があり、懇話会としては成功であったと私は感じた。（文責 | 鈴木真）

第五回懇話会

2012年12月1日（土）

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

21世紀にあって、Business Ethicsの重要性は高まっているが、そこで求められる理論と実践の相互媒介的發展過程の形成は、(1) 組織の倫理的特性の軽視、および、(2) 教育の過剰とその理論的脆弱、以上2つの要因によって阻害されているのではないかと。こうした問題意識のもと、社倫研客員研究所員の谷口照三氏（桃山学院大学教授）を企画コーディネーターとして、桃山学院大学名誉教授の村田晴夫先生、ならびに、日本学術振興会特別研究員(PD)の高田一樹先生をお招きして、「Business Ethicsの新機軸—理論と実践の相互媒介的發展過程への視座—」

という統一テーマのもと、ご講演いただいた。なお、コメンテーターは、奥田太郎が務めた。



第1 報告

村田晴夫先生（桃山学院大学）

「組織と倫理—有機体の哲学から—」

村田先生はまず、20世紀を企業文明の時代と位置づけ、それが組織によって担われており、その本質が人間の意識にあることに注目し、組織の倫理をプロセスの中で捉えようとする。そして、山本安次郎が「経営存在論」において「人も人間関係も対象化され客体化されて、事業の運営も資本の自己運動とみられ、経営活動までも物化することになる」という問題意識に基づき、事業の経営を「事業経営の協働体系としての人間の協働ないし組織を中核とする存在」と考えたことを踏まえて、村田先生は、自らの組織倫理学を構想する。

そこで村田先生は、「協働システム（Cooperative System）」という概念を検討する。村田先生によれば、協働システムは物的要因、人的要因、社会的要因によって成り立ち、組織はこのシステムの中で生成する。そして、協働システムの主体性は組織によって担われるため、事業経営の倫理を問う上では組織の倫理をこそ問わねばならない、ということになる。また、組織の中の個人もまた、物的要因、生物的要因、社会的要因によって成り立つ個人システムとして捉えることができ、人間性はその中で生成され、そうして生成された人間性によって個人としての存在が形成される。村田先生は、世界、組織、個人をこうした有機的連関の中で捉えて、組織の倫理を問う。

そこでさらに、経営学者バーナードの議論が援用される。バーナードは、組織を「二人以上の人々の意識的に調整された活動や諸力のシステム」と定義し、組織の主体性を論ずる。そうして、客観的な目標としての効率（efficiency）のみを追求し駆り立てられて人間を見失う状態を近代文明の特徴と捉え、それに対比される仕方、組織という主体の満足としての efficiency が提起される。村田先生は、こうした満足の実現を目指すには、組織は人間、社会、自然にそれぞれ受け入れられていなければならず、それらの受け入れを通じて、それぞれ人間性、文化多元性、自然環境との調和がもたらされる、と考へ、これを組織倫理の基礎とするのである。（文責 | 奥田太郎）

第2 報告

高田一樹先生（日本学術振興会特別研究員）

「企業倫理の制度化と経営教育イニシアチブ—企業責任を大学で教える試み」

高田先生は、まず、学生たちが企業の社会的責任をいかに学ぶるか、という問いを立て、それに応えるべく、大学やビジネススクールなど高等教育の内容に、責任ある経営というテーマを取り入れる教育実践に注目する。そして、その取り組みを「企業倫理の制度化」という文脈の中で捉えようとする。

高田先生は、企業倫理の制度化について、次のような四象限を用いて説明する。まず、自律的制度と他律的制度を区別し、それぞれに対して、自発的・自主的受容と依存的受容の区別を適用する。自律的制度の中で、自発的・自主的受容をもたらすのがプログラムであり、依存的受容をもたらすのがコードである。それに対して、他律的制度の中で、自発的・自主的受容をもたらすのがイニシアチブであり、依存的受容をもたらすのがレギュレーションである。高田先生は、学生への企業倫理教育には、自発性を誘発する仕組みをもつイニシアチブが有望だと考へる。

高田先生は、イニシアチブの特徴を次の三点を挙げて説明する。(1) 第三者が定め、(2) 加盟と認証を管理する体制のもとで、(3) 組織が自主的に導入・運用する経営の指針。このイニシアチブを企業倫理教育に導入した実践例として、国連の「責任ある経営教育のための原則」（PRME）に則った慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所による「慶應-国連 PRME プロジェクト」が紹介された。

高田先生によれば、こうした責任ある経営教育は具体



的に次の3つの転換をもたらす。(1) 講義の聴講にとどまらず、現場に赴いて自ら取材する姿勢を促し、問いを立てるところから答えの模索までを課題とする「聴くから訊くへの転換」。(2) プロジェクトの納期と役割分担を決める等、単独作業の集積ではない共同作業を通じた双方向的知識・情報の共有を促す「個的思考の集積から組織的思考への転換」。(3) 正解の答え合わせではなく、創作の披露とそれへの評価という仕方での「教える-教えられる関係」の相互性をも促す「テストからプレゼンテーションへの転換」。こうした取り組みは、経営の未来を高等教育の場から変えようとする試みであり、研究と教育の隔たりをなくして、専門分化した経営学の総合的把握を可能にするかもしれない、と高田先生は考える。そして、「system から institution へ」というスローガンが掲げられ、講演が締めくくられた。(文責 | 奥田太郎)

第一回研究会

2012年11月27日(火)

南山大学名古屋キャンパスN棟3階社倫研会議室

佐々木和之先生 (PIASS, Rwanda)

「修復的正義による和解を目指して—ルワンダ大虐殺後のNGO活動からの考察」

ルワンダの Protestant Institute of Arts and Social Sciences にて、教鞭をとる傍ら、草の根の和解達成を目指す NGO である REACH (Reconciliation Evangelism And Christian Healing) の一員でもある佐々木和之さんにご講演いただいた。

ルワンダ・ジェノサイド(以下、大虐殺)の詳細については他の記述に譲るが(『社会と倫理』第28号(近刊予定)の新刊紹介、ロメオ・ダレール『なぜ、世界はルワンダを救えなかったのか—PKO 司令官の手記』も参照いただきたい)、簡潔に述べれば、数十万の人々がナタで切り刻まれながら殺害されていった悲劇である。

だが、どんな悲劇の後であっても、生きている人間は生活していかなくてはならない。皮肉なことに、「加害者」も「被害者」もともに同じ場所で生活せざるを得ないということである。そして同じ場所で生活してはいても、必ずしも手を取り合って生活しているわけではない。「加害者」と「被害者」の間には、不信、憎悪、トラウマなどの越えがたい溝が横たわり、コミュニティは分断されている。

もちろん世界各地で紛争の傷をいやすための和解の試みは数多くなされてきている。南アフリカの真実和解委員会に始まった公的な和解の取り組みは各国においても試みられ、ルワンダでもガチャチャが実施されている。確かにこれらの取り組みは有効な点が多い。

しかし和解に至ったと断言できるほど人々の生活は平和ではない。というのも公的な「和解」はできても、私的な「和解」ができていないからである。虐殺を生き延びた人々は過去の恐怖におびえながら、虐殺を行った人々も報復の恐怖におびえながら、同じ村で生きているのである。確かに大虐殺は過去のできごとである。しかし、様々な取り組みが行われてもなお、人々の心には大虐殺の記憶が生々しくこびりついている。しかもその記憶は、現在も身近にいる「隣人」によって呼びさまされる。この恐怖を除去するためには、公的な取り組みに加えて、草の根からの取り組みが必要となる。その草の根から、人々がともに手を取り合って日常を生活するための和解の達成を目指した活動を行っているのが、佐々木さんも一員である REACH ルワンダである。

REACH は、教会関係者から始まった試みである。キリスト教徒が多数を占めるルワンダにおいて、教会は地域コミュニティに根差している。その教会を基点として和解への取り組みを人々の中へと広め、民族間に引き裂かれたコミュニティの再構築を試みる。その取り組みには様々な仕掛けが用意されている。

まず第一に、REACH は被害者と加害者の双方の女性たちによる共同関係構築に取り組んだ。はじめから相互に不信感を持っているので、ゲームを利用したアイスブレイクで語れる段階にまでもっていく。まず女性たちは、自分の体験を語り聞いてもらうプロセスを一对一で行う。のちに

加害者と被害者双方が混ざったグループで、自分たちが苦しんだ怖かった経験を語り合う。その対話を三日間ほど行い、思いを共有する。その結果、恐怖とトラウマを抱いていた人々が癒しを経験することができる。

第二に、加害者と被害者との対話を行う。これは加害者に加害責任を自覚してもらうための取り組みである。2006年11月にその対話を開始したそうである。プロセスは以下の通り。まず数名の被害者が、多数の加害者に対して、集会の場で自身が体験した悲劇の経験を語る。この語る被害者は誰でもよいわけではない。語りかけることができ、取り乱さず、宗教的な背景と使命感を持った人である必要がある。被害者は、自分たちの体験について厳密に詳細に語る。その上で、加害者を赦すと伝える。聖書の言葉を引用し、加害者に呼びかける、被害者を訪ねなさいと。決して糾弾するのではなく、人間的な語り掛けを行うことが重要なポイントである。もちろん、被害者の話を聞く加害者全員が感銘を受け、罪の意識を持つわけではない。しかし心を動かされる加害者がいることが重要である。

第三段階において、被害者の住居を建設するなどの作業を行う。被害者は、単にトラウマを抱えているのみならず、現実の生活も困難であることが多い。端的に言えば、住む場所さえ十分ではない。そこで被害者への謝罪を込めて住宅の建設を行う。この際、被害者も一定の資金を負担することになっている。住居が完成した被害者は、精神的苦痛のみならず経済的苦痛も軽減され、心からの「赦しの宣言」を行うことができるようになる。

以上の活動を通じて被害者と加害者の間で和解が可能になる。また被害者と加害者双方に癒しの効果、つまり恐怖心の緩和、憎しみの緩和、信頼の回復といった効果が生じる。

これらの活動の背景には、「双方向へと至る一方向からの取り組み (unilateral initiative to bilateral)」という哲学がある。これはカナダの哲学者トルディ・ゴヴィエール (Trudy Govier) が提唱した 'invitational forgiveness' (赦しを招きよせる) という考え方である (*Taking Wrongs Seriously: Acknowledgment, Reconciliation, And the Politics of Sustainable Peace* 参照)。この赦しは、単純な双方向 (bilateral) の赦しでも、一方的な赦し (unilateral) でもない。双方向の場合は、相互に了解が必要となり、赦しに到達するハードルが高くなる。また単に一方向からの一方的な赦しでは、現実の対立や不信を解消し変えていく契機にはなりにくい。ゴヴィエールの、そして REACH が考える赦しは「双方向へと行きつく一方から始まる赦し」である。いままで試みられてきた「赦し」や「和解」の中で、最も有効な試みだ

と私は感じた。

またもう一つの背景として、キリスト教文化のポジティブな影響も無視できない。REACH の取り組みもキリスト教文化を前提に行われている。それは、「和解の必要性を理想としてイメージできる」点にある。キリスト教の教えには罪人の概念があり、被害者は自分が加害者になることを想像できるため加害者に対しても共感できる、と佐々木さんは指摘する。このキリスト教文化の影響が、REACH の和解を促進するうえで重要な役割を果たしている。

その意味で、REACH の取り組みは文化的な限界があるのかもしれない、と佐々木さんは自省的に指摘する。しかし同時に佐々木さんは、中国共産党の政治的意図を留保しつつも、撫順収容所での日本軍人たちの経験をもとに、非キリスト教文化圏においても和解が可能だとの見通しを示している。

「報復の連鎖」が更なる悲劇をもたらすことに異論は少ないだろう。しかしその連鎖を断ち切ることは容易ではない。REACH の取り組みは、一朝一夕で到達できる和解ではないし、長い時間を要する試みである。またこの和解の考えに万人が賛同するわけではないだろう。

しかし私は、佐々木さんと REACH の取り組みが、人間の深いところでの和解を達成するものだと考える。大虐殺そのものは消し去ることはできない。またその後の報復も消し去ることはできない。しかしその恐怖と悲劇の連鎖を断ち切ろうとする佐々木さんたちの試みに心から賛同する。

なお佐々木さんの活動の詳細は、「佐々木さんを支援する会 (<http://rwanda-wakai.net>)」をぜひご参照いただきたい。(文責 | 大庭弘継)



活動報告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトは、現代において複雑化しつつある環境問題の発生メカニズムを解明する作業を通じて、環境問題の本質的な解決に向けた対策を提示することを目指している。プロジェクトの4年目に当たる2012年度に実施した主な活動は以下の通りである。

1. 産業革命と環境問題に関するワークショップ

本ワークショップは、2012年12月8日(土)、9日(日)の2日間にわたって、南山大学研修センターで開催された。本ワークショップの狙いは、経済思想史、哲学、経営学、環境経済学など多岐にわたる分野の専門家を招聘し、異なる視座からの討議を重ねることによって、産業革命後の経済・社会・技術的な変化と現代の環境問題とのつながりを多面的に検討することであった。参加者は講演者6名、討論者6名、招待者・一般参加者4名、記録委員3名、社倫研スタッフ4名の計23名であった。

本ワークショップで議論された内容は多岐にわたり、非常に活発な意見交換が展開された。本ワークショップで議論された主な内容は、以下の通りである。

- ①現代の大量生産・消費社会の原因を産業革命を契機とする技術発展に限定すべきでない。
- ②無限に経済成長をし続けることはできない。成長の限界を正しく認識すべきである。
- ③土地の所有のあり方が自然と人間との関係性に影響を与える。
- ④資本主義経済システムがグローバル規模で拡大したことが、環境問題を深刻化させている。
- ⑤農業と工業のバランスの問題と、それを支える思想を見直す（例えば、マルサスの思想の現代的意義について評価する）ことが必要である。
- ⑥価格として捉えられない環境価値を認識することが必要である。市場経済の浸透によって、自然と人間との関わりを規定してきた規範が変容する。とりわけ、顔が見えない経済では、環境の多面的な価値が見落とされやすい。
- ⑦「公」・「私」の領域区分に「共」(communal)の視点を加えることが重要である。
- ⑧キリスト教や人間中心主義を環境問題の原因に結びつけるなど、安易な単純化は避けるべきである。
- ⑨将来世代の生存基盤を保護するためには、環境教育を行うことも必要である。





産業革命は技術革新をもたらし、地上資源から地下資源へとエネルギー代替が生じたが、これを背景として、化石資源や化石燃料に依存する工業化社会が生まれ出され、大量生産・大量消費型の経済システムが形成された。そしてイギリス型の資本主義経済システムが拡大し、市場社会が世界に浸透する中で、人々の生活環境や自然環境の破壊が進行した。この点に関しては、参加者の意見は一致していた。

大量生産・大量消費社会が台頭した背景には、社会・経済が工業に傾倒し、農業が次第に不利な立場に置かれるようになったという側面もある。単なる農業保護ではなく、一国内での農業と工業のバランスのとれた発展（農業部門の成長をベースとした工業部門の成長）を提唱するマルサスの農工バランス論は、商工業に偏重した現代の経済システムを再考する際の導きの糸となる。

市場経済は自然環境を破壊するか、という論点では、コモンズ論やカール・ポランニーの自由論の立場からは、市場原理が社会に浸透することでコミュニティが破壊されるという問題が提起されたのに対し、森林管理の比較史の立場からは、市場制度が森林保全を促進した史実があることから、市場が必ずしも自然環境を破壊するとは言えないという意見が提起された。この議論は市場を適切に機能させる経済的・社会的条件に我々の目を向ける必要があることを示しているという点で、非常に興味深い。

今回のワークショップの議論から、環境問題の克服に向けて重点的に検討すべき論点が浮かび上がったように

思う。第1に、土地の所有制度のあり方である。土地は環境そのものであり、市場経済においては私的所有の対象とされる。世の中には共有や入会といった市場経済と馴染まない所有制度も存在しており、それが環境保全を担保してきたという側面もある。環境問題の発生メカニズムを探る上では、土地の所有制度に注意深く関心を向けていく必要がある。第2に、「公」・「共」・「私」のダイナミズムとバランスを考えることである。「公」＝国家による統制、「私」＝市場による管理という2つの領域に加え、「共」＝自治の領域の重要性を再認識すべきである。「公」・「共」・「私」を相互に排他的なものとして捉えるのではなく、互いに補完し合いながら環境管理を行うためには何が必要かということを議論していくことが必要である。第3に、将来世代に対する責任を果たすための仕組みである。世代間衡平性の問題を考える上では、将来世代の暮らしに影響を与える要因について情報を得ることから始めなければならない。将来世代の生存基盤を保護することを文化相対主義を超えたアプリアオリ原理として位置づけ、現在世代の環境教育を実施していくべきである。

なお、本ワークショップの報告書として、『産業革命と環境・資源—現代の環境問題の史的起源を探る—』（竈橋一輝、小沢佳史、前川智美、マイケル・シーゲル著、南山大学社会倫理研究所）を2013年3月31日に発行した。

2. フィリピンのランドケア活動の調査

2013年2月14日から3月5日にかけて、フィリピンのランドケア活動（地域住民が主体となって自立的に環境保全と経済状態の向上を目指す活動）の実践状況に関する視察と聞き取り調査を行った。調査対象地は、ミンダナオ島のカガヤン・デオロ市、東ミサミス州、ブキドノン州と、ボホール島のピラー州、およびルソン島の北部のアパヤオ州である。調査メンバーは第一種研究所員のマイケル・シーゲルと、研究員の籠橋一輝、フィリピンランドケア財団スタッフ2名に現地農家3名が同行した。

以下、調査結果の概要を記す。

- ・フィリピンでは、「土壌浸食や資源劣化の最小化」と「農業生産の効率化」の両立を目指し、1999年にランドケアプロジェクトが始動した。等高線に沿って帯状に自然の植生を残し（NVS：Natural Vegetation Strip）、NVSとNVSの間で農業を営む等高線農業が普及している。フィリピンのランドケアは、地方自治体レベル（“Claveria”）、村レベル（“Barangay”）、集落レベル（“Sitio”）という3つの階層に分けて、それぞれのレ

ベルで意思決定が行われる。3つの階層は協働しながらランドケアを進め、農夫のランドケアグループは横につながって、成功や失敗の体験、知識を共有する。

- ・ミンダナオ島ブキドノン州ランタパンと東ミサミス州クラベリアで行われている等高線農業とアグロフォレストリーを視察した。自然の物質循環を最大限活用したシステムが構築されており、森林管理と農作物生産がきわめて効率的に行われている。自治体へのヒアリングも行い、自立的にランドケア活動の普及促進を図っていることを確認した。また、ボホール島ピラーでは、自治体が25世帯に1名の割合で農業技術者の候補者を選抜し、養成する独自のシステムを採用しており、ランドケアの普及に役立っている。
- ・ルソン島北部のアパヤオ州では、焼畑農業を原因とする森林破壊の現状を視察するとともに、NVSを基本とした等高線農業の導入の現場に立ち会うことができた。同行した農家3名のうち2名が、現地の農家に対して自分たちの目で見てきた等高線農業の技術と方法を伝授し、整地作業を始めることが合意された。





・フィリピン国内ではランドケアはNVSを基本としながら、等高線農業やアグロフォレストリーの形で実施されており、その取り組みは着実に根づいている。さらに、ある地域の成功事例を基にして他の地域にランドケアを導入しようと熱心に取り組んでいる組織と人材が存在している。農夫（特に山岳住民）の貧困緩和と、森林・土壌の環境保全を両立する手段として、ランドケアには見込みがある。

・ランドケアの阻害要因として、①農家の肉体的負担、②短期的利益の重視（例：NVSをせずにパイナップル畑を作って短期的に利益を上げようとする）、③農家が小作人であること（農家自身が土地利用の改変に関する決定権を持っていないと、等高線農業を採用できない）が明らかとなった。

フィリピンのランドケアの事例は、住民が主体となっていく自立的な環境・資源管理が、地域における環境問題を効果的に解決する可能性を示している。このことは、本研究プロジェクトが希求する「環境問題の有効な解決策」というトピックに関して、大きな示唆を与えるものである。

今後の「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトについて

2013年度は、2012年12月の「産業革命と環境問題に関するワークショップ」で議論された内容を基に、環境問題の発生メカニズムに関するより深い理解を得ることを目的として、2013年12月に国際ワークショップを開催する。この国際ワークショップでの議論を通じて、環境問題の本質的な原因を探り、人間社会が自然が破壊する過程を詳しく検討する。

また、2013年8月から9月にかけて、オーストラリアのヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州での環境管理の実践状況について視察・調査を行う。地域環境問題を解決する上での住民参加の意義と課題を検討するため、オーストラリア国内のランドケアの研究者や、ランドケアの実践に携わっている人々（農夫、ネットワークの運営者等）に対して聞き取り調査を行う。

これらの活動を通じて、本研究プロジェクトでは環境問題を包括的に解決するための処方箋について、さらに考察を深めていく予定である。■

報告 ■ マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員
南山大学総合政策学部教授

籠橋一輝

南山大学社会倫理研究所研究員

活動報告

シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」活動報告

2012年度にも、一昨年度に引き続き、「3・11以後何が問われているか」を大きな問題関心とする三つの懇話会を開催したが、2012年度の各懇話会が扱ったテーマは、2011年度のものとは問いの立て方や視角が異なり、「3・11」以後に問われている事柄の広さと深さを改めて感じさせる内容であった。

2011年度に開催された2回の懇話会は科学とエネルギーに焦点をあてていたが、それは、福島第一原発事故の衝撃から脱原発の動きが盛り上がりと共に、科学技術への不信が噴き出し、エネルギー供給源の未来が盛んに議論され始めた2011年という時代相そのものを色濃く反映していた。それに対し、大震災および原発事故から1年以上を経た2012年度の3回の懇話会は、直後のショックが緩和された代わりに、より根源的に、あるいはより長いタイムスパンを視野に収めつつ、3・11から「問われていること」を突き詰めようとするテーマ設定がなされていたといえよう。

2012年度のシリーズ第一回目は、2012年4月14日に「私たちにとっての復興 住まう・暮らす」をテーマに、お二人の報告者を迎えて開催された。一人目は、**中京大学社会科学研究所の中原聖乃先生**で、「生活圏を取り戻す『ふつうの人びと』—マーシャル諸島核実験被災地の復興」と題し、1954年にアメリカ合衆国がビキニ環



礁で行った水爆実験の結果、避難生活を余儀なくされたマーシャル諸島中のロンゲラップ環礁に居住していた人

びとの帰還問題を扱われた。ロンゲラップ環礁の人びとは、現在故郷であるロンゲラップ環礁の54分の1の大きさしかないメジャト島で避難生活を送っているが、ここでは食料確保も難しく、居住環境も故郷のあり方と全く違うため、人びとの間ではロンゲラップ環礁への帰還プロジェクトが進められている。メジャト島にいる状況を「ベスピーーター」（漂流状態）と呼ぶ彼らは、故郷の環礁を「カピジクネン」（本拠地）と呼ぶ。しかし、「カピジクネン」に戻るには、除染、インフラ整備、用意される予定の住居が一律である等の問題があり、プロジェクトの内容が人びとの希望する形の帰還になっていないという問題がある。また、ロンゲラップ環礁に戻ろうとしているのは、全体の半分程度で、残りは避難地に留まったり、別の都市部に移動したりしようとしており、ロンゲラップ出身者の居住地は拡散する可能性がある。だが、人びとは「イトーイタック」（あちこち往來すること）しようとしており、それによって、新たな「生活圏」が形成される将来が予測される。また、人びとの中に、親族関係はじめ重複的な関係性が構築されているため、彼らの伝統的な文化やネットワーク形成方法によって、リスクは回避され得るのではないかと、中原先生は推測された。そして最後に、以上のマーシャル諸島での動きの考察を、福島原発事故による補償、避難問題を考える際の補助線とし、拡散した形での復興の可能性が示唆された。

次に二人目として、**国際基督教大学社会科学研究所の中野佳裕先生**に「3・11以後の日本—生存の倫理を問い直す」と題してご講演いただいた。中野先生は、3・11以後にこれまでの日本社会の体制を支えてきた価値観の問い直しが始まっていることを出発点とし、経済発展という価値を土台にし、科学の産業化を進めながら発展してきた近代文明そのものが問い直されていると問題提起をした。そして、経済成長を中心価値とする社会から、それとは異なる価値を中心に据えた社会への転換の方向性として、フランスやイタリアで登場した「脱成長」という思想を紹介した。中野先生は「脱成長」を「社会に節度感覚を取り戻す」と言い換え、そうした社会の構築が「脱成長」の基本的考え方であるとされた。この場合の節度とは、現在の社会に存在する種々の暴力（社会的不平等、精神的・心理的な傷、基



本的人権の剥奪、文化の多様性の喪失など)の克服、経済のグローバル化や経済開発による負の影響に耐える社会の構築、生命系に立脚した社会の創造、そして倫理のより深いレベルでの転換の四点を含む。中野先生は、最後に倫理のフレームワークそのものを再構築する必要性を強調して講演を終えられた。

6月9日に開催された第二回懇話会では、**九州大学大学院の鎬木政彦教授**に、「震災復興の〈精神〉—関東大震災の経験と東日本大震災の課題」というタイトルでご講演いただいた。まず、鎬木先生は、関東大震災に関する思想的な論点を整理され、第一が「天譴論」、すなわち精神的復興論(代表的な論者として挙げられたのは、渋沢栄一、内村鑑三、生田長江)、第二が、「文明論」とでも呼ぶべき帝都復興論(代表的な人物として後藤新平が挙げられた)とされた。この二つの論点の関係整理には、精神医学の、復興における時間意識を下敷きとした、「アンテ・フェストウム」(「世直し」志向)と「ポスト・フェ



ストウム」(「立て直し」志向)の概念が応用され、関東大震災の時に主流となったのは「立て直し」的言説で、それが国民としての道徳の「立て直し」の要求となり、後の国民精神論へと繋がっていくことが指摘された。その後、大正期の復興論のポイントを、①復興の主体と客体、つまり、誰が何を復興させるのか、②時間的な枠組、つまり「世直し」「立て直し」の問題、③震災と復興の意味、①と②の複合と、三点にまとめられた。そして、関東大震災を軸とした思想史のスケッチの試みとして、西田幾多郎、和辻哲郎、柳田国男の言説を先述の三ポイントに沿って分析し、その結果を東日本大震災後の言説と比較検討され、今回の大震災の場合は、主体が多様で国民の物語が描けない状況であること、ポスト・フェストウムのな体制立て直しの姿勢が非常に強いこと、天譴論が弱まり、文明論、技術論が突出しているとの分析を示された。

さらに、鷺田清一、大澤真幸、赤坂憲夫の三氏の言説を取り上げ、そこから「物語の語り直し」、「未来の他者への配慮」、ポスト・フェストウムのものへの抵抗といった論点を取り出した上で、現在私たちが直面している問題として、心理の安定化への強い希求と、災害時におけるエリートパニックを挙げ、最後にこれだけの死者を出したにもかかわらず、「死」が表立って出てこないことへの違和感と、死者と未来の他者への配慮なき復興事業への疑義を提起して、講演は締めくくられた。

最後に7月7日に「**脱原発政策のあり方**」と題するご講演を、**九州大学大学院の吉岡斉教授**にいただいた。吉岡先生は、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(通称、政府事故調)の一員であり、ご講演の時期が政府事故調の報告書提出直前にあたっていたため、講演前半は政府事故調委員としてどのように事故の調査・検証を行ったか、国会事故調や民間事故調と政府事故調との調査方法や結論の比較や三者の特徴、長所、短所、弱点、限界の指摘に当てられた。

ついで、講演後半では脱原発が扱われた。まず、吉岡先生は、原子力発電とは、原子力の軍事技術を民時利用に転用しようとした結果、唯一成功した利用法であり、それも軽水炉しか成功していないこと、発電は原子力以外に供給源として利用できるものがあり、今後はガス、石炭、再生可能エネルギーになるであろうこと、原子力は発電コスト面でもメリットがあまりなく、放射能の問題や後始末の問題を考えると、擁護できる材料はさほどないこと等を話された。脱原発には「絶対的な拒否」と「相対的な比較衡量」の二つの立場があり得るが、吉岡先



生ご自身は、推進派との対話のための方法論として、相対論を取っているが、それは安全性等について何倍かの重みを付けてという条件付きであると語られた。そして、総合資源エネルギー調査会基本委員会が提示した2030年時点での原子力発電比率の選択肢の数字（①原子力0%、②約15%、③約20～25%、④約35%）の無意味性を指摘した上で、今後の日本は人口が減少していくに従ってエネルギー需要も大幅に落ちていき、それに伴って、効率の悪い原子力はエネルギー市場から退場する形で脱原発が行われるのではないかとこの予測を示された。最後に、現実には政治的な抵抗勢力が強いため、原子力が自然退場となるかどうかは微妙であるが、経済的、技術的観点からすれば、原子力は退場せざるをえないであろうという結論で講演は締めくくられた。

二年越しで5回の懇話会を行い、今年3月11日にはシリーズ懇話会の内容を書籍化した講演集を刊行できた。改めて講演集を読み直すと、各講演者の論点、視点、考察が、相互に関係し合い、それぞれが重なり合いつつも異なっている様が、「3・11以後」に問われていることの巨大さと多様性を示していて、興味深かった。そして、今後も学際的にこの問いに向かい合っていく必要を痛感した。異なる学問分野から受ける示唆の大きさは貴重である。もし機会が許せば、今後も別の角度から、「問われているもの」を掘り下げて行きたい。例えば、講演集の「編集後記」に言及があったように情報の問題は何らかの形でやればと希望していることだ。また、脱原発デモに見るような社会運動、それらを通して浮かび上がって来る民主主義の問題なども扱うことができないだろうか考えている。

2013年に入って、安倍政権は原発の再稼働や海外輸出の姿勢を打ち出し、3・11以後の状況は目まぐるしく変貌し続けているが、この変化のスピードに翻弄されずに「問われているもの」から目をそらさず考え続けることは、大学の役割ではないだろうか。■

報告 ■ 三好千春

南山大学社会倫理研究所第二種研究員
南山大学人文学部キリスト教学科准教授

活動報告

新プロジェクト「国際社会」と倫理」の立ち上げ

「公正と平和」研究プロジェクト並びに「保護する責任」研究プロジェクトを継承した「『国際社会』と倫理」研究プロジェクトを開始する。「公正と平和」と「保護する責任」の両研究プロジェクトとも、主として国際政治の視点から倫理的問題を取り扱ってきた。しかし近年の両プロジェクトは、当初の射程に収まりきれない問題群を取り扱っている。「保護する責任」研究プロジェクトは、PKOにおける文民保護など他の軍事介入をも取り扱う一方で、思想的淵源の一つである共和主義の思想の検討など政治

思想の領域にも足を踏み入れている。また「公正と平和」は、安全保障の問題から出発し、グローバル・ヒバクシャ、脱成長、和解、女性のセルフ・ディフェンスといった数限りないイシューを取り上げてきた。両プロジェクトが広範な問題群を射程に収めるにつれ、対象とする問題が重複してきている。

そこで、輻輳する問題群を包含するため、両プロジェクトを発展的に継承した新プロジェクトとして立ち上げる。それが「『国際社会』と倫理」研究プロジェクトである。

しかし、これによって、特に「保護する責任」研究プロジェクトが有していた問題設定の視角の鋭さが失われる恐れがある。「保護する責任」研究プロジェクトは、2001年に「介入と国家主権に関する国際委員会(ICISS)」が提言した報告書「保護する責任」という明確なドキュメント、そしてジェノサイドをはじめとした人道危機を阻止するための国際社会の対応策の探求という明確な射程を有していた。それに対して新プロジェクトは、『国際社会』という包括的ではあるが曖昧なタームを軸にしており、射程が広がる一方で切り口は鈍くなる。

そこで、射程の広さという利点を生かしつつ、視角の鋭さを維持するため、新プロジェクトでは数年単位で取り組む課題を明示し、論集や特集などの具体的な成果を生み出すようにする。

なお、新プロジェクトにおける最初の課題は「国際政治のモラル・アポリア」である。2013年度は、国際政治における解決困難な問題、すなわちアポリアを提示する。以下、「国際政治のモラル・アポリア」の意図について概説する。

現在の国際政治において、モラルや倫理は頻出する言葉となっている。しかし国際政治におけるモラルや倫理は、なかなか厄介な問題である。というのも例えば人道的介入を考えてみよう。ソマリアで人々を救出しようとして介入する。しかし、自国兵士が惨殺された米軍の撤退を契機に、介入は失敗しトラウマとなった。国益や自国の安全と無関係な場所で血を流す必要性への「倫理的な問い」に答えられなかったからである。つまるところ、ある倫理的判断が成り立つとしても、同時に真逆のモラルや倫理的判断が成り立つ場合も多いといえる。

このように、国際政治が倫理をめぐる揺れ動くとき、そこにはしばしば解き難いディレンマやパラドックスが生じ、その結果、国際社会は「ジグザグの途」を辿り、場当たりの対応を積み重ねてしまう。

そもそも、人々を救うために軍事介入を行うとは何を意味するのだろうか。軍事介入によって阻止しようとしているジェノサイドの状況とは、「子供を背負った女性が、子供を背負った女性を殺そうとしているような虐殺の最中において、指揮官はどんな対応ができるのか？兵士は、銃を撃てるのか？誰に対して？」との問いかげがなされる状況である。国際政治において倫理を語る時、私たちは解決できない問題を、現場で対処する人々に押し付けているだけかもしれない。そして、こういった異なる倫理の衝突や経験的検証では答えの出せない道義的問題

は、国際政治学やその他の学問において、これまで必ずしも十分に主題化されてはこなかった。

こうした問題意識のもと、本テーマは、現代の国際政治においてまさに解決困難もしくは解決不可能であると考えられるモラル・アポリアを浮き彫りにすることを目指し、学生や実務家、研究者の倫理的思考と政治的判断を深めるための手がかりの提示を試みる。おそらくこの課題を達成するためには、望ましい理想の世界を語るだけでは十分ではない。むしろここでは、理論的ないしは実践的なアポリアの生じるその現場に踏みとどまり、ディレンマやパラドックスを突き詰めることで、戦争と平和をめぐる問題への対峙の仕方を鍛え上げることが必要だ。

「国際社会」と倫理」研究プロジェクトは、これまで蓄積されてきた成果を継承しつつ、新たな領域へ挑戦するものである。

なおプロジェクト名に冠した「国際社会」について付言する。旧プロジェクトは、共に国際政治学の視座からの研究であった。継続性の観点からは「国際政治と倫理」といったプロジェクト名が望ましいかもしれない。しかし新プロジェクトは、国際政治に留まらず、文化人類学、社会学、社会心理学といった関連分野との協働を企図している。そこで、関連するディシプリンを包含し射程の広さを明示するタームとして「国際社会」を使用する。

また、なぜ「国際社会」なのか、という意見もあろう。確かに現在、いわゆる世界を意味する言葉として、グローバル市民社会、国際共同体、人類といった用語が氾濫している。また国際社会は従来国家からなる社会を意味しているため、国家以外の主体や国家間問題以外に焦点を当てる場合、タームとしてふさわしくないとの意見もあるかもしれない。しかし、他方で、国際社会というタームは既に、そういったものをも指し示す幅広い意味をもつものとして人口に膾炙しているのも事実である。世界の呼び名が最終的に何処に落ち着くのかはまだわからないが、将来現出する新たな世界は、いずれにせよ、上述のような様々な意味と文脈を有する従来の「国際社会」概念をベースとして生成する他はないだろう。よって、ポスト国際社会を意味する上でもカッコ付きの国際社会の語を、本プロジェクトでは用いることとした。■

報告 ■ 大庭弘継

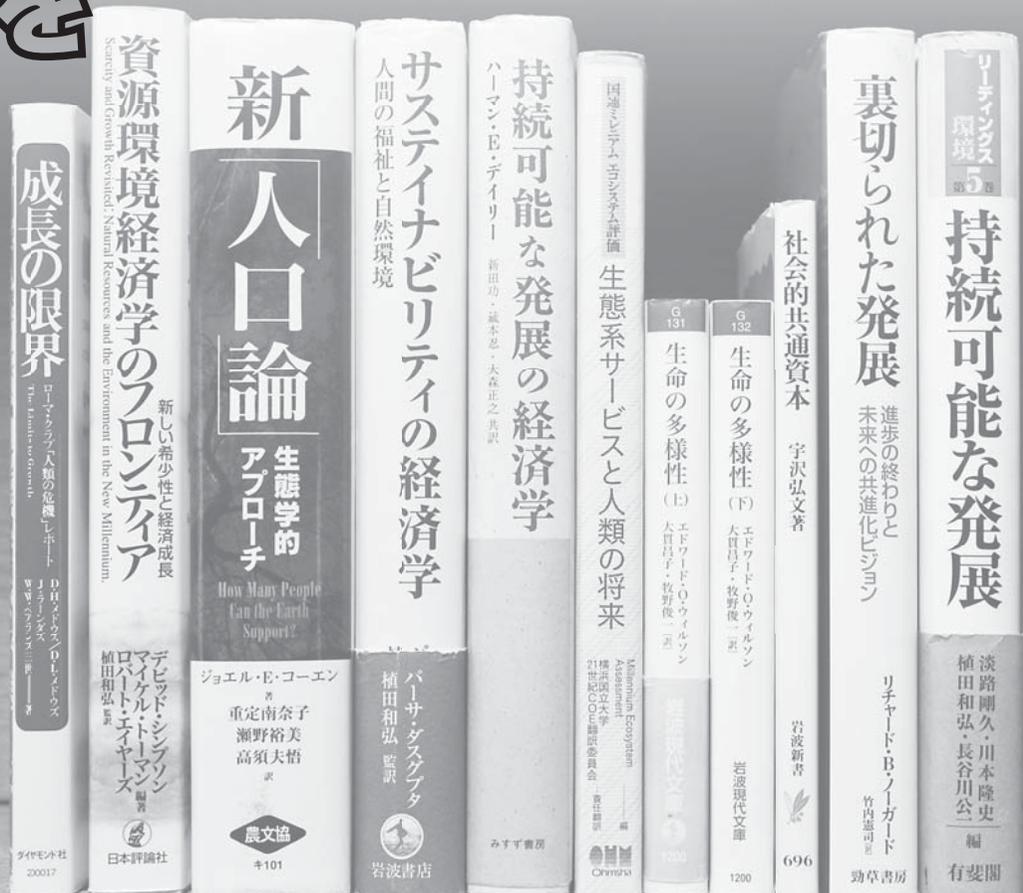
南山大学社会倫理研究所第一種研究員
南山大学総合政策学部講師

持続可能性を

考えるための十冊

はじめに

「持続可能性」や「持続可能な発展」は、人間の経済・社会システムと環境システムの間のあるべき関係を問うための概念として提起されたものである。この概念の定義や定式化の方法をめぐるのは、これまでに多くの研究がなされており、評価指標や実際の計測に関する研究も今なお精力的に行われている。このコラムでは、それらのレビューを行うのではなく、「持続可能性」の考え方と、それが登場した背景に関する読者の理解を促進することに焦点を絞って、持続可能性を考えるための10冊を紹介していきたい。



案内 ■ 籠橋一輝 かごはし・かずき
南山大学社会倫理研究所研究員

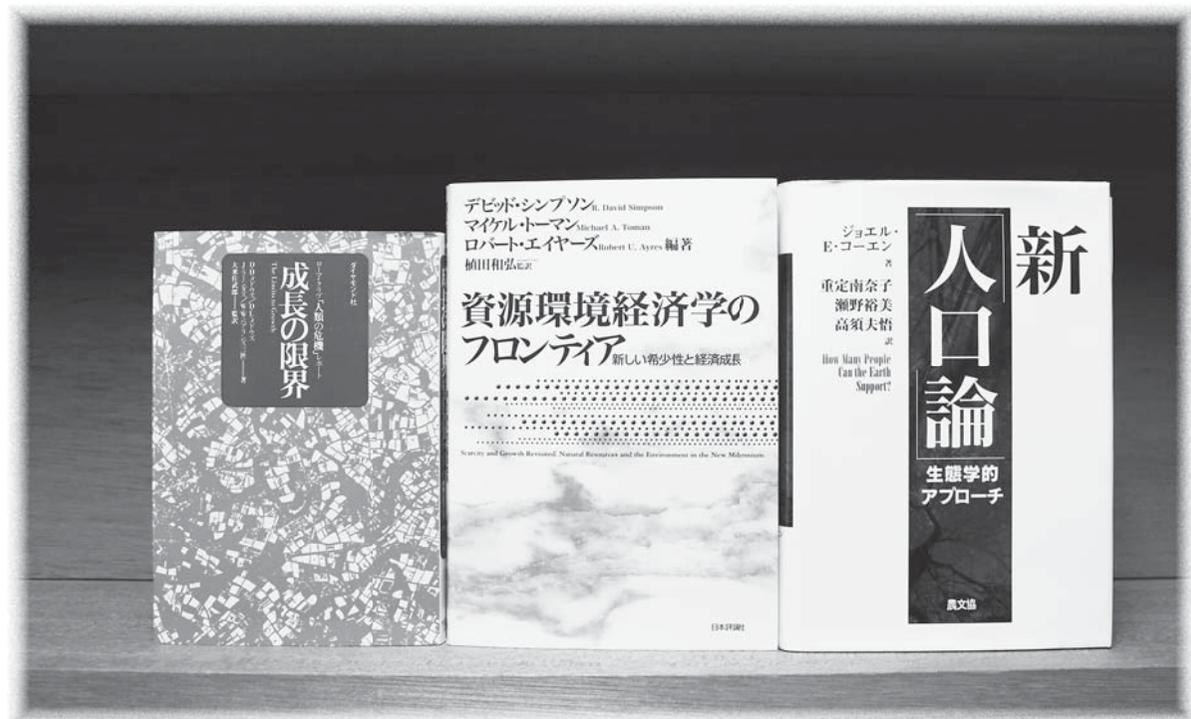
1. 成長に限界はあるか

有限な環境・資源の制約の中で経済が持続的に成長していくことは果たして可能なのだろうか。この問いに対して、『成長の限界—ローマ・クラブ「人類の危機」レポート—』（D・H・メドウスほか著、大来佐武郎監訳、ダイヤモンド社、1972年）は、世界システムの発展の様式が過去100年間と変わらず続くと仮定すれば、世界人口の増加と工業生産の成長は、資源枯渇・環境汚染・食糧不足のいずれかが原因となって2100年までに低下するという悲観的な見解を示した。さらに、これらの「限界」は、技術によっては本質的に解決され得ないため、有限なシステムの中での人口と資本の幾何級数的な増加を制御し、両者を定常状態に維持することの必要性が訴えられた。これらの結論は、経済成長の持続可能性に関して世界的な議論を巻き起こした。

経済学の中で、資源・環境の制約や持続可能性がどのように受け止められ、分析されてきたかを概観するには、『資源環境経済学のフロンティア—新しい希少性と経済成長』（デビッド・シンプソン、マイケル・トーマン、ロバート・エイヤーズ編著、植田和弘監訳、日本評論社、2009

年）が役に立つ。本書は地球温暖化や生物多様性の損失などの問題が深刻化している現代においては、市場を通じて取引されない環境・資源の希少性（「新しい希少性」）が重要な問題となっていることを指摘し、市場を通じて取引されることのない環境・資源を適切に管理するための制度を考えていくことの必要性が主張されている。

地球の環境・資源制約を人口論の立場から考察した文献に、『新「人口論」—生態学的アプローチ』（ジョエル・E・コーエン著、重定南奈子・瀬野裕美・高須夫悟、共訳、農文協、1998年）がある。本書は、地球上で養うことのできる人口の規模はどれくらいかという問いを設定した上で、過去の人口増加の歴史や将来人口の推計に際しての方法論的課題を詳細に検討し、地球の環境・資源制約は本質的に人間の文化や嗜好、規範、経済・政治制度、技術などの社会的文脈に依存し、物理的要因によって一義的に定めることはできないと主張する。このアプローチは、環境・資源制約を固定的なものとして捉えていた『成長の限界』と対照的である。





2. 「持続可能な発展」をどのように捉えるか

経済学においては、持続可能性は、「弱い持続可能性」(weak sustainability)と「強い持続可能性」(strong sustainability)という2つの考え方の下で定式化されてきた。弱い持続可能性とは、自然環境・資源(自然資本)を人工資本や人的資本と同列に扱い、互いに代替可能なものとして見る考え方である。『サステナビリティの経済学—人間の福祉と自然環境』(パーサ・ダスグプタ著、植田和弘監訳、岩波書店、2007年)は、弱い持続可能性の考え方を経済理論に基づいて定式化し、経済発展の持続可能性を実証的に分析するための枠組みを提供する。この枠組みに基づけば、経済発展が持続可能であるためには、人々の福祉水準の決定要因である「生産的基盤」(自然資本・人工資本・人的資本・知識ストックの資本資産と、それらを適切に組み合わせる制度によって構成される)を維持することが求められる。

これに対して、強い持続可能性では、自然資本には固有の物理的特性があり、他の資本資産によって代替することは不可能であると考えられる。『持続可能な発展の経済学』(ハーマン・E・デイリー著、新田功・藏本忍・大森正之共訳、みすず書房、2005年)は、強い持続可能性

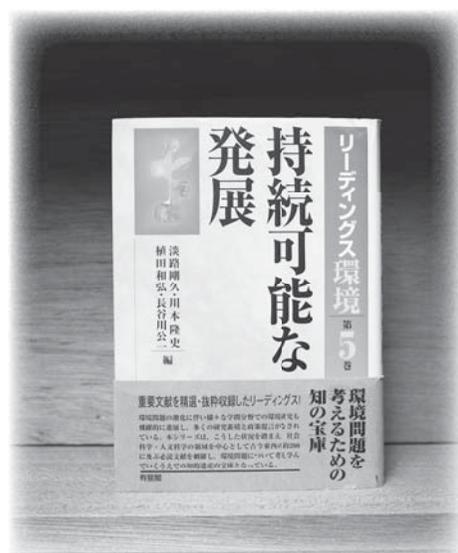
の立場から、弱い持続可能性の枠組みにおいて自然資本の有限性や代替不可能性が無視されていると痛烈に批判する。持続可能な発展を実現するためには、経済システムが生態系の下位システムであることを自覚し、自然環境・資源の有限性や物理的法則の範囲内で経済活動を行わねばならないというのが、デイリーの主張である。

このように、弱い持続可能性と強い持続可能性の対立点は、自然資本の代替可能性の認識の違いにある。以下、自然資本の代替可能性を考える上で有益な文献を挙げておく。『生命の多様性(上・下)』(エドワード・O・ウィルソン著、大貫昌子・牧野俊一訳、岩波現代文庫、2004年)は、生物多様性を持つ価値と損失の不可逆性について生態学の立場から良いスケッチを与えてくれる。これは自然資本の代替可能性を物理的な不可逆性という次元で捉える際に参考になる。『生態系サービスと人類の将来』(国連ミレニアムエコシステム評価編、横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会監訳、オーム社、2007年)では、自然資本が「生態系サービス」を通じてどのように人間の福祉水準に影響を及ぼすかが議論されており、代替可能性を福祉の次元で議論する際の出発点として参考になる。

3. 「発展」を問い直す

『社会的共通資本』（宇沢弘文著、岩波新書、2000年）は、生産手段の私有化を前提とし、所得分配の公正さを問わないという資本主義経済システムの問題を鋭く指摘し、新古典派経済理論が置く仮定の非現実性と非社会性を徹底的に批判する。そして、個々人の人間の尊厳と市民的権利が尊重される「ゆたかな社会」を築く上で必要不可欠な自然環境、社会的インフラストラクチャー、制度資本を「社会的共通資本」として概念化し、それを社会的な基準の下で管理・運営していくことを求めている。宇沢自身は持続可能性という概念には言及していないが、資本主義経済システムに内在する問題と関連づけて持続可能性を考える手がかりを与えてくれる。

『裏切られた発展—進歩の終わりと未来への共進化ビジョン』（リチャード・B・ノーガード著、竹内憲司訳、勁草書房、2003年）は、産業革命以降、地球規模で自然や文化の破壊が進んだ背景には、モダニズム信仰と機械論的世界観による支配があったと主張する。本書は人類の発展史を「進歩」という単線的な近代化のプロセスではなく、環境システムと社会システムが相互に作用し合う「共進化」のプロセスとして描くことで、発展概念に新たなビジョンを与えようとしている。



結びに代えて

今回の図書紹介は、必ずしも持続可能性のトピックを網羅したものではないが、持続可能性の考え方とその源流について、和書という条件の下で可能な限り多様な見解を紹介するよう努めた。持続可能性の概念についてさらに理解を深めたいという読者は、『持続可能な発展：

リーディングス環境 第5巻』（淡路剛久・川本隆史・植田和弘・長谷川公一編、有斐閣、2006年）に収録されている文献に進んで頂きたい。このコラムが持続可能性の考え方について読者の理解を深める一助となれば幸いである。■

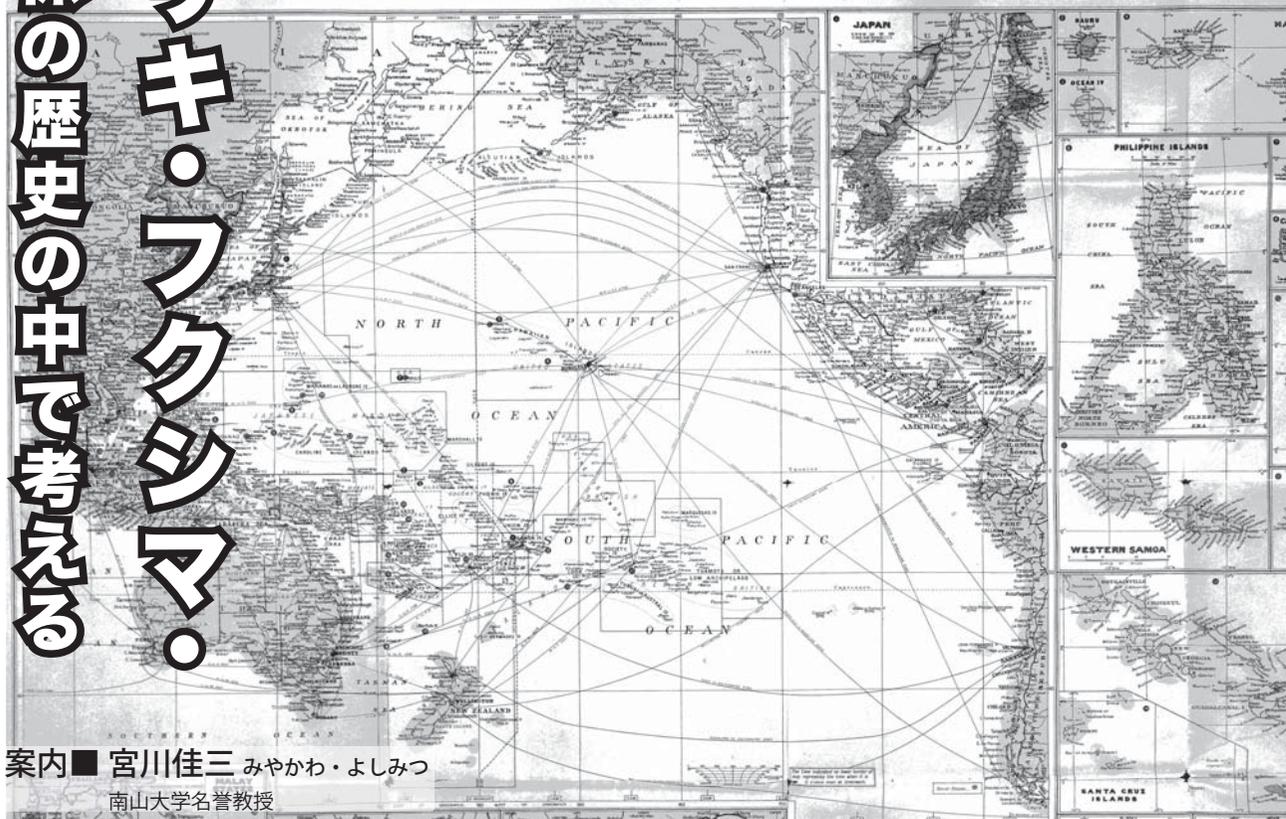
I. 序

日本人のこれまでの、特に「先の戦争」後の66年間の、生き方、考え方に反省を迫る出来事が起こった。それほどまでに衝撃的な出来事が確かに起こった。その出来事は2011年3月11日午後2時46分に起きた宮城県沖を震源とする大規模な地震そしてそれに続く未曾有の大規模な津波であった。戦後66年の平和な営みを一瞬の内に打ち砕き、傲慢な文明に警鐘を鳴らすかのような自然の猛威に、直接被害を受けた人たちは勿論のこと、ほとんどの日本人は身体を固くして、立ちすくんでしまった。この出来事を更に深刻なものにしたのはこのダブルの自然災害が思いもしなかった人為的災害を瞬時のうちにもたらしたことだった。東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故 (severe accident) である。アメリカ合州国のペンシルバニア州のサスケハナ川の中洲「スリーマイル島」にある原子力発電所の原子炉 (三つのうちの一つ) のメルトダウン事故 (1979年) の規模を優に超え、旧ソ連で起きた人類史上最大と言われた規模のチェルノブイリ原発事故 (1986年) と比較しても劣ることのない過酷事故であることは、事故後約一カ月した4月12日に菅民党政権が、メルトダウンした1~3号炉の事故を「レベル7」に相当すると公にしたことで、世界の知るところとなった。日本人に原子力 (核) エネルギーの「市民生活への応用」、つまり俗に言う「平和的利用」に隠されてきた恐怖を実感させることになった。核エネルギーの「軍事的利用」の非人道的な恐怖は1945年の夏に多くの日本人が身をもって既に受けていたのだ。日本の二つの都市に落とされた原爆は「原爆 (更には水爆) は使用されるべきではない人類にとっての最終兵器」という理解を世界中のありとあらゆる人々に間違いなく共有させることになっていた。

オキナワーヒロシマ・ナガサキ・フクシマ。

日米関係の歴史の中で考える

案内 ■ 宮川佳三 みやかわ・よしみつ
南山大学名誉教授



このダブルの自然災害は不幸にも人災の事故、つまり東京電力福島原子力発電所の原子炉の過酷事故を誘発したことをもう一度確認しておこう。関係機関、特に東京電力の対応の不手際は、人災であることを一層はっきりさせ、一気に「原子力発電の安全神話」を根底から崩壊させた。そして科学技術が自然に対する謙虚さを失っていたことを改めて知らされた。考えてみれば、世界で唯一の原爆被災国である日本(人)の「広島・長崎」が世界が共有する「ヒロシマ・ナガサキ」となり、原子力(核)エネルギーの軍事的利用の禁止、核兵器の廃絶が国際社会の目指すものとして真剣にそして深刻に受け入れられるようにした歴史を世界の良心ある人たちは抱きかかえてきた。

その「ヒロシマ・ナガサキ」に福島原発の過酷事故は「フクシマ」を付け加えることになった。原子力(核)エネルギーの「安全」を神話化することで、進めてきた日本の原子力の「平和的利用」政策に冷水を浴びせることになった。「兵器」としての原子力と「日常生活の電力源」としての原子力は、結局は、同じものであることが、不合理にも、愚かしくも、伏せられてきた。核被爆国日本は原子力(核)エネルギーに関して矛盾を承知で、核分裂・核融合の「平和的利用」を1950年代半ばから推し進めてきた。というよりは、後述するが、1953年1月に就任したアイゼンハワー大統領の政権下で新たに展開されることになった「平和のための原子力」(Atoms for Peace、資料によっては Art of Peace) 政策に積極的に関わることで日本人の核アレルギーに代えつつ、徐々に深刻になってきていた旧ソ連との冷戦状況に対応するためにアメリカが用意した核軍事戦略に組み込まれる道を日本は選択していた。

実は、筆者はこの東日本の惨状をアメリカで知ることになった。筆者は偶々2011年3月6日にアメリカに向けて日本を発ち、Pennsylvania州の州都 Harrisburg からさほど遠くない大学町 Carlisle に滞在していた。11日の朝に Dickinson College に行き、旧知の教授達と挨拶を交わす中で、挨拶もそこそこで、『今日日本は大変なことになっているよ。知っているのか』と言われ、数時間前に起こった大規模の自然災害を知ることになった。CNN も ABC も NBC も PBS も未曾有の自然災害の状況を伝えていた。日本であれば24時間休みなく被害の様子を伝えているのだらうと思いつつ、情報量の少なさに困惑しながら

も、被害の甚大さを容易にうけとめることは出来た。筆者の心を茫然自失の状態にしたのは報道される大地震・大津波がもたらした惨状であり、福島第一原子力発電所の三つの原子炉の「メルトダウン」や「メルトスルー」の高い可能性の、所謂過酷事故の、報道であった。アメリカの主だった報道機関は大規模の地震と津波の被害を伝えると同時に、原発の「メルトダウン」や「メルトスルー」の懸念をより深刻に報道し、専門家を招き、解説し、議論していた。筆者はそれ故に原子炉の「メルトダウン」や「メルトスルー」の可能性を、当時日本にいる人たちよりも危機的に受け止めることになった。それほどにアメリカでは「メルトダウン」や「メルトスルー」が当然視され、深刻に議論されていた。約10日間のアメリカ滞在中に数回見るようになったのは特命全権大使藤崎一郎がスタジオに招かれ、「メルトダウン」を前提にしたやり取りが行われていたことである。帰国後に筆者が手にすることになった情報から容易に推し量ったことは藤崎一郎大使がアメリカ政府やマスコミへの対応にいかにか苦心していたかと言うことである。¹

15日に帰国したが、アメリカ滞在はアメリカと日本での原子力発電に対する考え方の違いの大きさを痛感させられた。改めて言うまでもないが、「原子力の安全」は根拠の希薄な神話であった。あらゆる危機に関して言えることではあるが、日本には危機に対処する機能的な手立がシステムティックに用意されていないことである。心やさしい日本人は「ひとつになろうニッポン」の忠実な参加者になり、健気にも危機に立ち向かい、「上を向いて歩い」ていた。66年振りに日本(人)を襲った大規模な災害・被害に直面して日本(人)の戦後の歩みを改めて振り返ってみる必要がある。特に原発の過酷事故は戦後の日米関係の中で捉え直してみる必要がある。

偶々筆者は昨年(2012年)の3月27日に Dickinson College で講演をする機会に恵まれた。主催者の要望に応じて講演のテーマを『Nuclear Power, 3/11(Fukushima), and Sustainability』とし、アジア太平洋戦争後の日米関係の中で原子力の問題を話題にした。この講演のテーマを意識

1 福島原発の過酷事故に関して日米政府間で早々に問題になり、深刻な議論が展開された。このことに関して『朝日新聞』は其の連載記事「プロメテウスの罠」の第23シリーズ「日本への不信」を2013年1月3日から1月17日にかけて15本の記事を提供した。

し、日米関係の歴史を概観し、特に太平洋戦争後のアメリカ軍による占領そして最近安倍政権が殊更強調する「主権回復」(1952年4月28日)後に「核の時代を演出した」アメリカの外交・安全保障政策が、日本による原子力発電所導入を不可欠としたかを考えることにする。

II. 日本、国際社会へ

19世紀半ば日本は久しく閉じていた外の世界への扉を開くことになった。1853年のアメリカ合州国マシュー・カルブレイス・ペリー提督率いる艦隊、所謂黒船、の日本来航であった。19世紀半ばの日本を取り巻く大きく変化しつつある状況に注意を払っていた人たちがいくつかの藩に当然にいたが、一本化されるような状況は当時の日本にはなかった。日本の外交に関してよく言われる「外圧」が日本の新たに歩むべき方向を示すことになった。確かに、「外圧」を待っていた人たちがいた。その頃徐々に高まりつつあった懸念は日本を取り巻く環境が、そして更には世界の状況が日本の長きにわたる「鎖国」を許す状況では最早なくなっているという認識から生まれていた。

19世紀半ばの東アジアにおける情勢は、確かに、日本を懸念させる程に不安定になりつつあった。1840年の「アヘン戦争」は日本にとって特に衝撃であった。アメリカにとっても東アジアで起こっていることに関心を向けられないわけにはいかなかった。1850年代初めに今日のアメリカの領土に相当する土地を手に入れていたものの、活動の中心が北米大陸の東半分ほどでしかなかったアメリカは、東海岸の港から艦隊を出航させ、大西洋を経て喜望峰の沖合、インド洋、南シナ海、東シナ海、そして琉球諸島を経て日本にたどり着くことになる長期間の船旅を敢て行なった事実アメリカのただならぬ確固たる姿勢を見ないわけにはいかない。アメリカは当時の東アジア情勢を将来のアメリカの対外政策にどのように位置づけていくかの展望をしたたかに持っていたのである。

そして紆余曲折の末に、1854年に「和親条約」が日米間に締結された。ここにその後の約160年になろうとしている「外圧」の日米関係の原点がある。アメリカが日本の開国にどれほど真剣であったかはその後のアメリカの対日姿勢が教えてくれている。タウンゼンド・ハリス総領事を日本に送り込み、1858年に「日米修好通商条約」の締結にこぎつけた。日本もアメリカに対して其の将来をかけていた。日本もアメリカも「条約」の批准書交換の機会を用意し、太平洋を越えた両国の友好な関

係の誕生に期待した。ワシントンでの批准書交換の公式行事を終えた一行(「万延元年(1860)の遣米使節団」)はニューヨークに向かい、6月16日にブロードウェーを行進した。群衆に交じって行進を観た詩人、ホイットマン(Walt Whitman)は、その時の情景を「ブロードウェーの華麗な行列」で詩っている。

西方の海を越えて遙か日本から渡来した、
頬が日焼けし、刀を二本手挟んだ礼儀正しい使節たち、
無蓋の馬車に身をゆだね、無帽のまま、動ずることなく、
きょうマンハッタンの街頭をゆく。

壮麗な顔だちのマンハッタンよ、
わが友アメリカよ、わたしたちのもとへ、それではようやく東洋のご到来だ

そしてホイットマンは日本との関係を越えて世界の中のアジアとの関係の進展を期待を込めて展望している。ペリーもハリスも共にアメリカと日本を越えてアジアとの関係の深化の将来を展望していた。

1860年の日米関係の誕生は、1853年をもって一先ず終息するアメリカの「大陸の膨張」が「明白な天命」をもって語られたことを考えると、アメリカの東アジアへの進出は「明白な天命」による進出としてアメリカの歴史に位置づけられていたかもしれない。しかしながら、日米関係の発展もアメリカの東アジアへの進出も1861年に南北戦争が勃発したことで約40年遅れることになった。

日米両国は世紀末になんとか彼らの存在を東アジアに目に見えるものにすることに成功していた。1868年の明治維新をきっかけに「近代化」に精力的に取り組んだ日本はその成果を日清戦争で示し、三国干渉の傷を負いながらも、アメリカに先んじて東アジアの勢力争いに名乗りを上げた。他方1898年にハワイを併合していたアメリカは「米西戦争」によりカリブ海での存在を確かにし、更にはフィリピンを獲得することで東アジアへの足掛かりを得、東アジアの勢力争いに新しい意欲を持った国として参加することになり、その地域の勢力争いを一層複雑にした。

1860年の日米関係は約40年の時間を経て、世紀の転換を直前にしてその両国の出会いの様相を変えていた。アメリカはこの約40年の間の力の蓄積を背景にして、東アジアにおける影響力の欠如を埋めるかのように、日本の力の台頭を意識した政策、「門戸開放政策」、を打ち

出した。20世紀の東アジアで「旧い世界」の政治に「新しい世界」の政治が向き合い、それぞれの存在を主張してその地の秩序を不安定にした。

III. 20世紀前半の日米関係

日清戦争後のロシア、ドイツ、フランスの三国による干渉で遼東半島返還という屈辱で傷ついた日本はイギリスと同盟関係をなすことで東アジアでの勢力争いに改めて関わり始めた。一方アメリカは独自の「新しい世界」の西方（太平洋を超えて東アジア）外交として特に中国に適応すべき（1）門戸開放、（2）機会均等、（3）領土保全の三本柱の「門戸開放政策」を打ち出した。この外交政策は北アメリカ大陸の西方への膨張を強力に後押しした「明白な天命」の海外への適用であった。アメリカに似せた「丘の上の町」を東アジアに創出する「神に暖かく見守ってもらっている」秩序の壮大な構築の開始でもあった。東アジアに東の「自由の国」アメリカが進出し、西の「近代化」の日本と向き合う状況は思いのほか速く出現することになった。特に対カリブ海政策が「棍棒外交」や「ドル外交」をもって説明されることを知ると、対東アジア政策は静的な外交の印象を受ける。がアメリカは東アジアにおける状況・情勢の変化にしたたかに注意を払っていた。特に日本の行動にはアメリカは神経質になっていた。ホイットマンの詩のメッセージは「帝国主義の時代」に入ったアメリカには縁遠いものになっていた。しかしペリーを日本に送り込んだ東アジアへの戦略的関心は半世紀近い時を超えて持続していた。この間の対東アジア外交の空白は琉球諸島をアメリカの影響下に置くことを出来なくしたことである。それどころかそれらは日本の領土の一部に組み込まれてしまった。改善の策としてフィリピンを獲得することになった。

「友好的」と言い得る日米関係は20世紀早々に「敵対的」になり始めた。東アジアにおける新しい秩序を構想していたアメリカにとって、日露戦争は大きな意味を持って目の前に現れた。直接の紛争の当事国ではないが、この戦争に関わり合う道を模索し、講和の仲介の大役を担うことになった。日露戦争は地域限定の、つまり東アジアの狭い地域の秩序に限られる小規模な戦争ではなかった。当時の国際政治大の戦争であった。その戦争の仲介国としてのアメリカの登場は、アメリカの力の台頭とその影響力の大きさを世界に印象付けることに役立った。アメリカの思惑を講和の中身が示している。

日本はヨーロッパの国との協力から力を得て、東アジ

アそして国際社会における其の存在を大きくしていったが、アメリカによる東アジア秩序の構築の中で其の存在が薄められていく。近隣地域への進出はあるものの、アメリカによる日本包囲に行動の不自由さを感じ始める。第一次世界大戦後の「ワシントン体制」の誕生は正にアメリカの東アジアの秩序の完成であった。東アジアの秩序は日本のそれではなくアメリカのそれになった。そのことは「九カ国条約」の成立により示される。蛇足になるが、アメリカの「門戸開放政策」が当時の大国（八か国）により受け入れられたことを意味した。アメリカは国際政治の場面に於いては勿論東アジアに於いて主導的な役割を担うことになる。それ故に、他方日本は東アジアにおける存在をますます薄くしていくことになった。

一地方の問題として20世紀早々にカリフォルニア州に於いて問題になり始めた日本からの移民に対する差別的な姿勢が徐々にワシントンと東京の間の深刻な政治問題になりつつあった。第一次世界大戦後のアメリカ化された東アジアの新秩序（「ワシントン体制」）は日本にとって衝撃であった。そのような衝撃に「1924年移民法」の成立が加わった。この法律は通常「排日移民法」と言われることで、その狙いは容易に分かる。日米関係は感情的に落ち着かなくなっていく。

先を急ごう。1920年代末から1930年代初めにかけての世界的規模の不況は世界の主要な国々を自己中心的にした。特にアメリカの保護（貿易）主義は日本は勿論世界の主要国を閉鎖的にした。日米関係は特に1937年7月の日中戦争から急激に悪化し始めた。日本の中国大陸への侵略的と見られた進出はアメリカに「ワシントン体制秩序」の崩壊の危機と捉えられた。両国の軍事的な正面衝突を避けるための交渉はいくつかのルートで試みられていたが、アメリカ政府が用意した「ハル・ノート」の日本側への手交により、更なる交渉は不可能と判断し、海軍による軍事行動を既に遂行し始めていた日本は1941年12月7日朝早くにハワイ真珠湾への奇襲攻撃を開始した。日米開戦に関してはヨーロッパの戦局の深刻化に対するルーズベルト政権の深まる懸念にも拘らず俗に言う「孤立主義」との格闘があった。Henry Luce氏のようなアメリカを代表する言論人・知識人による「脱孤立主義」＝「国際主義」の勢いを増す論調はアメリカの世論をして「アメリカの世紀」を受け入れさせるようになっていたことを記しておきたい。

「アジア太平洋戦争」の経過を詳しく語る余裕はない。がアメリカはこの戦争を余裕をもって戦った、と言って

いいであろう。戦争を戦いながらも、終戦への道を構想し、終戦後の対日処理の在り様をも構想し、戦後の国際社会の平和の仕組みをも構想し、戦った。

通常兵器で戦い抜くことを中心に終戦のための戦略を組み立てた。1945年に、ヨーロッパでの戦局の行方に目途を付け、改めて対日戦の終わり方を検討し始めた。2月のヤルタ会談でソ連から対日戦へのコミットメントを引き出し、3月に入って日本の主だった都市への空爆を開始、そしてなんとといっても4月1日からの沖縄戦開始、そして6月23日の沖縄戦を終え、即座に沖縄を「銃剣とブルドーザー」によりアメリカの軍事基地化を急いだ。沖縄、かつてアメリカが19世紀半ばに東アジアに注目した時に意識した琉球諸島、はこの時点でアメリカの占有の諸島になった。一世紀の時間を要しての沖縄の獲得であった。沖縄を基地として日本本土を通常兵器で攻撃する体制を整えつつあった。

4月12日のルーズベルト大統領の急死はアメリカの対日戦の終焉に影響を及ぼしたと考えていい。特に理解を深めなければならないことは第4期目を狙うルーズベルト大統領が、と言うよりも民主党が、第3期目で副大統領であったHenry Wallaceに代えてHarry Trumanを副大統領としてあえて選んだことである。²

IV. 「アジア太平洋戦争」の終焉、原子力エネルギー、そして日米関係

対日降伏文書である「ポツダム宣言」は7月26日付で出された。13項で成る宣言は日本に対して終戦を促しているが、第13項目に注目しておこう。「我々は、日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、且右行動における同政府の誠意に付、適当且十分な保障を提供せんことを同政府に対して要求する。右以外の日本国の選択は、**迅速且完全なる壊滅あるのみ**である。」(太字は筆者による)「ポツダム宣言」受諾に逡巡していた日本に対する対応は「迅速且完全なる壊滅」、すなわち広島と長崎に対する原子爆弾の投下であった。

8月6日にトルーマン大統領は次のように声明を出し

² 筆者は南山大学外国語学部英米科の四年次のアメリカ政治・外交のゼミの修了レポートのテーマに『Harry Truman, George F. Kennan, and Henry Wallace: The Atomic Bombs, The End of the Pacific War, and the Origins of the Cold War』を取り上げたことを懐かしく思いだした。特にWallaceの論文『One World』に影響されていた。

た。「16時間前に、アメリカの航空機が日本陸軍の重要な軍事基地である広島に爆弾一個を投下した。この爆弾はTNT火薬2万トン以上の威力を持ち、又戦争の歴史上これまで使われたことのある爆弾のなかで最大のものであった。英国の“グラント・スラム”爆弾の2千倍以上の威力を持つ。日本は開戦にあたり、パール・ハーバーを空襲したが、今や、何十倍もの報復を受けた。しかも戦争はまだ終わっていない。これは原子爆弾である。原子爆弾は宇宙の根源的な力を応用したものである。極東の戦争責任者たる日本に対して太陽の原動力ともなっている力を放出したのである。」

8月9日には彼は次のように国民に向けて語っている。「われわれの思いは今日日本における勝利の日に向けられています。世界は、最初の原爆が軍事基地である広島に投下されたことに注目するでしょう。それは、われわれがこの最初の攻撃において、民間人の殺戮をできる限り避けたかったからであります。もし日本が降伏しないならば、爆弾は日本の軍需工業施設に投下されなければならなくなるでしょう。そうなれば、不幸にも、多数の民間人の生命が失われるでしょう。爆弾を獲得したので、われわれはそれを使いました。我々は、パール・ハーバーにおいて警告なしで、我々を攻撃した者たち、アメリカの捕虜を餓死させ、殴打し、処刑した者たちに対して、戦争の国際法に従うすべての虚飾をかなぐり捨てた者たちに対して、原子爆弾を使用したのです。戦争の苦痛の期間を短くするために、若いアメリカ人の多くの生命を救うために、それを使用しました。我々は、日本の戦争遂行能力を完全に破壊するまで、原子爆弾を引き続き使用するでしょう。日本人が降伏して初めて、我々はその使用を止めるでしょう。」

広島と長崎に原子爆弾を投下することで、通常兵器使用での戦争終結の時代を終えた。そしてアメリカの核の時代を拓いた。躊躇うことなく原子爆弾使用に踏み切ったトルーマンのアメリカは戦後のソ連の軍事力の増大と政治・経済思想の影響力の拡大に懸念を深めていた。原爆の使用は少なくとも降伏後の日本処理に当ってソ連を排除することを狙ってのことであった。アメリカは核の独占から戦後の世界大の対ソ連安全保障政策を構築する道を選択した。「アジア太平洋戦争」終結後の対日政策はアメリカ単独の軍事占領の形をとることになった。北は北海道から南は沖縄までの日本はダグラス・マッカーサー司令官の指揮下に置かれた。

第二次世界大戦終結前からソ連に対して警戒的であっ

たアメリカは独占する核に基づく戦略を築き始めていた。しかし、東アジアへのソ連の関わり合いの度合いはヨーロッパに比べてそれほど脅威的ではないとするアメリカの判断が作用して、日本の占領政策へのソ連の影響は希薄であった。よく言われるように、アメリカによる対日政策は（１）民主化、（２）非軍事化、（３）集中排除を特徴とした。ソ連の懸念される影響が東アジアに於いては希薄であったことが幸いして、ヨーロッパと東アジアに於いてアメリカのソ連に対する見方が些か異なっていたことで、占領下のアメリカの対日政策は日本にとって好ましいものになった。その後の東アジアの安全保障の環境の激変を考えると、日本国憲法は極めて微妙なタイミングで制定されたと言える。1946年11月3日に公布され、翌年の5月3日に施行された。ソ連封じ込め政策で知られる「トルーマン・ドクトリン」は1947年3月12日に発表され、「マーシャル・プラン」は6月5日の発表である。この二つの重要な政策発表の丁度真中の時期に日本国憲法が施行された。蛇足であるが、その「前文」と「第9条」が示す「平和主義」がキラキラ輝いて、国際社会に示されたのである。それは日本人の選択でもあった。この平和主義は「ヒロシマ」と「ナガサキ」から、そして「沖繩戦」と「本土大空襲」から、そして何よりも近隣諸国に及ぼした残酷な日本の戦争行為から日本人が引きだした知恵であった。

この平和主義は1950年代に入り、アメリカの軍事戦略の大きな変更揺さぶられる。

西ヨーロッパではNATOの設立により、そして東アジアでは朝鮮戦争をきっかけにアメリカとの間での安全保障条約（複数）の締結による安全保障ネットワークの構築によりアメリカの安全保障戦略に組みこまれていった。日本は1951年9月8日に「日米安全保障条約」を結び、アメリカの安全保障政策に組み込まれ、核兵器の配備が推し進められていった。「ヒロシマ」と「ナガサキ」の日本はアメリカの「核の同盟」関係にのめり込んでいった。後に「非核三原則」を国是とはするものの、核に関わる「密約」の存在がこの原則を疑わしくしてきた。

日本の核基地化への懸念を払拭する狙いで「原子力の平和利用」をアメリカは国際社会に向けて唱え出した。原爆、そして水爆の核の独占が崩れて行く現実直面して、ドワイト・アイゼンハワー大統領は国際連合の総会で「平和のための原子力」構想を1953年12月8日に発表した。この大統領の構想は原子力の平和的な利用を主な目的とした最初のものであった。例えば、大統領は

「原子に対する恐怖が、人びとの心から、また東西の政府から無くなる日を早くするため、今とることが出来る手段はいくつかある。」と発言し、次のような提案をしている。「アメリカ政府は、慎重に考慮したうえで許される範囲内に於いて、ウラン及び核分裂性物資の貯蔵の中から、国際原子力機関に対して其の一部を提供することを今日から継続して行く。われわれはこのような機関は国連の援護の下に設けられなければならないと考える。この原子力機関の最も重要な仕事は、この核分裂性物質が人類の平和的な研究に役立つように割り当てられる方法を工夫することである。農業、医学あるいは其の他の平和的な面の要求に原子力を利用する専門家が動員されなければならない。世界に於いて、動力の極度に不足した場所に十分な電力を供給すべく特別の目標が設けられなければならない。こうして、提供する大国は、人類の恐怖ではなくて人類の必要に役立つために、その力を幾分かでも差し出すことになる。」と³。九カ月後の1954年9月23日にはダレス国務長官が国連総会で次のように述べた。「アメリカはアイゼンハワー大統領の原子力プール提案が、このままなくなることがあってはならないと思っている。我々はこれを育て、発展させなければならないと思っている。また我々は、国連の理想に基づき、この新しい力を、ただ戦争兵器への恐ろしい追加物ではなく、人道主義と政治の手段とすることのできるような国々と緊密な協力を推し進めて行かなくてはならない。アメリカは、ここに、原子力平和利用の広い可能性を発見し、推し進める我々の努力を、あらためて報告することのできる議案を各個条にわたって提案する。」と。

皮肉にも翌年の3月に太平洋のビキニ環礁でのアメリカの水爆実験「ブラボー」により第5福竜丸が「死の灰」を浴びて被曝する事件が発生した。当然に反核運動・原水爆禁止運動が日本全土に広がった。日本の反核運動の拡大を懸念したアメリカ政府は国務省、CIAを中心に日本で「原子力発電」を「原子力の平和的利用」として広報活動を展開し、原子力発電に関わる行政が進められることになる。（詳細な時系列の説明は省く）朝日新聞は1954年9月22日の朝刊に「日本に原子力発電所を」と題する記事を載せた。記事によると、アメリカ原子力委員会のトーマス・E・マレー委員が全米製鋼労組年次大会で「日本こそは最初の原子力発電機の一つをすえつけるのに適した土地である」と語り、更に次のように続け

3 国際原子力機関は国連の支援の下に国際的な組織として1957年7月29日に成立した。

た。「広島と長崎の記憶が鮮明である間に、日本のような国に原子力発電所を建設することは、われわれのすべてを両都市に加えた殺傷の記憶から遠ざからせることの出来る劇的で、そしてキリスト教徒的精神にそうものである。日本にわれわれの原子力発電機の一つをすえつけば、ディエンビエンフーとジュネーヴでなくした損失をかなりの程度取返すことができるだろう。」(p. 2)

1954年4月には既に日本初の原子力予算が国会で成立。翌年の12月には原子力三法—原子力基本法、原子力委員会設置法、原子力局設置に関する法律—が公布された。日本は極めて早い時期からアメリカの指導に沿い、原子力行政を始め、今日問題になっている「原子力村」を作り上げた。1951年の「日米安全保障条約」のプレリウドとして結ばれた「サンフランシスコ講和条約」で本土と切り離された沖縄諸島は、約一世紀の時間の経過を経て「軍事植民地」として日本政府によりアメリカ軍の完全な管理下に入った。原子力エネルギーの平和的利用を率先したアメリカではあったが、直接的にも間接的にも旧ソ連を意識した軍事戦略の重要な柱としての「核依存」は日本本土に、そして何よりも「オキナワ」に「核兵器」の貯蔵・持ち込みを常態化した。そして沖縄は1972年5月15日に日本に復帰したが、更にその後の40年間沖縄は米軍基地機能から解放されない。

V. 終わりに

日本の軍部をして「アジア太平洋戦争」の終結を決させた二つの原爆をもって始まった新たな米ソ間の「核兵器の時代」は1950年代早々に「平和的利用の核の時代」を生み出した。其の1950年代早々に「再独立」した日本は正にこの二つの時代の中で生かされた。特に経済成長を主要な目標とした1960年代はエネルギー資源の乏しい日本にとって原子力発電は「夢のエネルギー」として更には「地球にやさしいエネルギー」として積極的に受け入れられた。

原子力発電所にしろ米軍基地（特に沖縄の）にしろ本土の主要な地域（主要な都市圏）の辺境に設けられ、「先の戦争」後の68年間の見た目の豊かさと平和を多くの日本人に享受させてきた。アメリカ軍に依存する安全保障も原発に依存する薄っぺらな豊かな経済生活も今日見直されなければならない。過酷事故から2年余が経過した今、確かに、この過酷事故の原因を究明し、事故への対応を検証するための国会事故調、政府事故調、民間

事故調、そして東電事故調の四つの事故調査委員会が設立され、それぞれがすでに調査結果を公表している。筆者もこの四種類の報告書に目を通したが、正直、それぞれの委員会の防衛的姿勢がより詳細な検討を欠くことになっているように思われた。特にこの過酷事故調査の結果がどれほど世界の原子力発電にとって共有財産になるのか不明である。幸い、今回の過酷事故をきっかけにおびたしい量の原子力エネルギーに関する情報に人々は曝された。原子力発電のエネルギーと人々の社会・経済生活の在り方を考える智慧を手にする必要がある。

東日本の自然災害と人的災害、つまり3.11は日本人そして世界の人々に何をもたらしたのか。3.11以後何が変わったのか。改めて瓦礫の山や原子力発電所の破壊の様子を、丁度68年前に立ちすくんで呆然と見た米軍による大空襲と戦闘と原爆による敗戦時の破壊の様子を見たように、どのように受け止めたのか。そこから何が生まれてきたのか。何も得るものがないわけではないであろう。

南山大学社会倫理研究所はいくつかの講演会を開催し、其の講演録が公刊された。三好千春、大庭弘継、奥田太郎編『3.11以後何が問われているのか』（南山大学社会倫理研究所刊、2013年）であり、「私たちに科学技術」、「私たちにエネルギー」、「私たちに復興」の三つのテーマを扱っている。

過酷事故が起こった時の野田政権は日本のエネルギー源として原子力を放棄したい考えを表明していた。当然のように、アメリカからはそのような意向に対して消極的な反応が返ってきた。1950年代、60年代のアメリカの原子力に対する考え方の再来である。「日本の驚異的な経済成長は原子力によってもたらされたものであり、今後も原子力は必要不可欠。問題は日本政府が商業用の原子力発電を適切に管理する構造を構築してこなかったことにあり、規制に関して、安全基準に関して厳しい約束事を確立することで、原子力発電依存は可能」とでも言いたそうである。確かに、自由民主党中心の安倍晋三政権は原発再稼働に舵を切り、貿易活動の中に原発輸出を積極的に位置づけている。■

社会倫理研究奨励賞

第7回候補論文

只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは？

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会的、統計学的、教育学的、歴史的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクセシビリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

応募要領

審査対象となる著作物 2012年12月1日から2013年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り 2013年12月10日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式: 本人以外の人物による推薦文を添付すること
自薦方式: 本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査方法 第七回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：野家啓一〔東北大学名誉教授〕）の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者の氏名および受賞論文名を2014年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。

授与式等 2014年3月中旬に授賞式を行い、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2014年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第7号に掲載されます。

副賞（給付研究奨励金） 30万円

* 審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を ご推薦下さい!!

研究所活動記録

(2012年4月-2013年3月)

平成24年度(2012年度)活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」

第3回 平成24年4月14日

統一テーマ 私たちにとっての復興“住まう／暮らす”

報告者 中原聖乃(中京大学社会科学研究所特任研究員)

論題 「生活圏を取り戻す「ふつうの人びと」—マールシャル諸島核実験被災地の復興」

報告者 中野佳裕(国際基督教大学社会科学研究所助手・研究員)

論題 「3・11後の日本—生存の倫理を問い直す」

第4回 平成24年6月9日

統一テーマ 私たちにとっての復興“考える／動く”

報告者 鎗木政彦(九州大学大学院比較社会文化研究院教授)

論題 「震災復興の〈精神〉—関東大震災の経験と東日本大震災の課題」

第5回 平成24年7月7日

統一テーマ 私たちにとってのエネルギー“原子力”

報告者 吉岡斉(九州大学大学院比較社会文化研究院教授、福島原発事故調査・検証委員会委員)

論題 「脱原発政策のあり方」

懇話会

第1回 平成24年4月20日

報告者 Robert Sparrow(モナシュ大学准教授)

論題 「War without virtue? (美徳なき戦争? : 軍事ロボット工学の進展と「軍人の徳」)」

通訳 児玉聡(東京大学大学院医学系研究科講師)

第2回 平成24年7月14日

報告者 奥野満里子(オハイオ州立大学医学部臨床助教授)

論題 「規範倫理学説を生命倫理に「応用」するとはどのようなことか—学生の迷回答例を参考に」

第3回 平成24年7月20日

報告者 鶴見哲也(南山大学総合政策学部講師)

論題 「貿易と環境の関係性—実証分析から明らかになったこと—」

第4回 平成24年9月12日

報告者 松元雅和(島根大学教育学部准教授)

論題 「人道主義と平和主義—他衛の武力行使は正義か」

討論者 大庭弘継(社会倫理研究所第一種研究員)

第5回 平成24年12月1日

共通テーマ Business Ethicsの新機軸—理論と実践の相互媒介的發展過程への視座—

報告者 村田晴夫(桃山学院大学名誉教授)

論題 「組織と倫理—有機体の哲学から—」

報告者 高田一樹(日本学術振興会特別研究員(PD)/慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所客員研究員)

論題 「企業倫理の制度化と経営教育イニシアチブ—企業責任を大学で教える試み」

討論者 奥田太郎(社会倫理研究所第一種研究員)

企画責任者 谷口照三(社会倫理研究所客員研究員)

研究会

「保護する責任の実践」研究会(リビア空爆を事例にした学際研究)(「保護する責任」研究プロジェクト)

平成24年6月2日

報告者 千知岩正継(北九州市立大学非常勤講師)、小松志朗(早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員) 大庭弘継(南山大学社会倫理研究所第一種研究員) 眞嶋俊造(北海道大学文学研究科准教授) 高橋良輔(佐賀大学文化教育学部准教授)

第1回 平成24年11月27日

報告者 佐々木和之(PIASS, Rwanda)

論題 修復的正義による和解を目指して—ルワンダ大虐殺後のNGO活動からの考察

討論者 大庭弘継(社会倫理研究所第一種研究員)

ワークショップ

産業革命と環境問題に関するワークショップ(「ガバナンズと環境問題」研究プロジェクト)

場所 南山学園研修センター

平成24年12月8日~9日



講演者 松本哲人（龍谷大学経済学部非常勤講師）、中澤信彦（関西大学経済学部教授）、斎藤修（一橋大学名誉教授）、上宮智之（大阪経済大学経済学部講師）、河宮信郎（中京大学名誉教授）、若森みどり（首都大学東京社会科学部研究科准教授）

討論者 吉永明弘（江戸川大学社会学部講師）、間宮陽介（京都大学人間・環境学研究科教授）、三俣学（兵庫県立大学経済学部准教授）、谷口照三（桃山学院大学経営学部教授）、桑子敏雄（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）、高橋卓也（滋賀県立大学環境科学部准教授）

記録委員 小沢佳史（東北大学大学院経済学研究科博士課程）、前川智美（東京工業大学大学院社会理工学研究科博士課程）、竈橋一輝（南山大学社会倫理研究所研究員）

講演会

宗文研主催・社倫研共催・法学部協賛

平成 24 年 7 月 27 日

報告者 Frank S. Ravitch（ミシガン州立大学教授）

論 題 「Religion and the U.S. Presidential Election」

ヨーロッパ研究センター・社倫研共催

平成 24 年 9 月 28 日

報告者 Patrick Madigan（ロンドン大学）

論 題 「Expressive Individualism, the Cult of the Artist as Genius, and Milton's Lucifer（表現的個人主義、芸術家への天才崇拜、ミルトンのルシファー）」

南山大学「国連アカデミックインパクト」関連（社倫研共催）

平成 24 年 10 月 30 日

報告者 Ann Frisch（非暴力平和隊上級顧問、ウィスコンシン大学名誉教授）

論 題 「Unarmed Civilian Peacekeeping: Has Its Time Come?（武器を持たずに市民として紛争を止めること：その機は熟したか?）」

通 訳 マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研究

所第一種研究所員）

法学部・法学会・社会倫理研究所共催秋季講演会

平成 24 年 12 月 11 日

報告者 町野朔（上智大学生命倫理研究所教授）

論 題 「ヒト胚と生命倫理」

ヨーロッパ研究センター主催・社会倫理研究所共催

平成 25 年 1 月 17 日

報告者 Dominique Bourg（ローザンヌ大学教授）

論 題 「Éco-démocratie - vers une démocratie écologique（エコ・デモクラシー—民主主義とエコロジーをめぐって—）」

通 訳 神田かほる（愛知学泉大学豊田図書館語学講座フランス語講師）

シンポジウム

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催

公開シンポジウム「私たちは他人を助けるべきか—非常時の社会・心理・倫理」

平成 24 年 9 月 15 日

報告者 小田 亮（名古屋工業大学大学院工学研究科准教授）、児玉 聡（東京大学大学院医学系研究科講師）、久田 満（上智大学総合人間科学部教授）

司 会 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十七号

発行日 2012 年 10 月 31 日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第五号

発行日 2012 年 6 月 30 日

名 称 マイケル・シーゲル、竈橋一輝著『「ガバナンスと環境問題」ニュースレター』第一号

発行日 2012 年 10 月 15 日

名 称 Hirotugu Ohba, Masatsugu Chijiwa, and Josuke Ikeda, *Global Ethics after the Responsibility to Protect: Challenges and Dilemmas* (Institute for Social Ethics Working Papers Series)

発行日 2013年2月

名 称 三好千春、大庭弘継、奥田太郎編『南山大学社会倫理研究所研究プロジェクト講演集：3.11以後何が問われているのか』

発行日 2013年3月11日

名 称 鈴木真、奥田太郎編『南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム2012講演録：私たちは他人を助けるべきかー非常時の社会・心理・倫理』

発行日 2013年3月31日

名 称 籠橋一輝、小沢佳史、前川智美、マイケル・シーゲル著『産業革命と環境・資源ー現代の環境問題の史的起源を探るー』

発行日 2013年3月31日

2012年度を振り返って

人事

丸山雅夫所長を中心に、マイケル・シーゲル第一種研究所員、奥田太郎第一種研究所員、大庭弘継第一種研究所員、鈴木真第一種研究所員（2012年度より新規任用）、籠橋一輝研究員（2012年度より新規任用）を核とする研究所体制により、並列遂行中の複数の研究プロジェクト

の推進協力を目標として、第二種研究所員3名の任用更新、客員研究所員1名の任用、研究員1名の任用、非常勤研究員9名の再委嘱を行った。

ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する情報発信に努めた。現在、日本語サイトの全面的なリニューアルの準備中である。

懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会5回、シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」3回、ワークショップ1回、共催講演会5回、共催シンポジウム1回を開催した。

出版物

『社会と倫理』第二十七号、『時報しゃりんけん』第五号の刊行の他、講演録を2つ、シンポジウムの報告書（アジェンダ・パンフレット）を1つ、ワーキングペーパー集を1つ、研究プロジェクトニュースレター1つを刊行した。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏（元南山大学教授）の篤志に基づき2007年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第六回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて11篇の応募があり、選定委員会の厳正なる審査の結果、受賞論文1篇、佳作3篇が選定された。

（丸山雅夫）



研究所活動記録

(2012年4月-2013年3月)

研究所主要スタッフ研究業績

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

論文

Consensus Building Revisited: The Experience and Approach of Toshio Kuwako, La Trobe University Centre for Dialogue, Working Paper Series, 2012/2, May 2012.

「地域共同体・包括的取組・連携——境界を超えるランドケア」、『BIOSTORY』生き物文化誌学会、第17号、pp. 37-43、2012年7月。

“Consensus building revisited: lessons from a Japanese experience”, *Global Change, Peace & Security*, Vol. 24, No. 3, October 2012, pp. 331-349(19)

研究報告書

『産業革命と環境・資源——現代の環境問題の史的起源を探る』(籠橋一輝、小沢佳史、前川智美との共著)、南山大学社会倫理研究所、2013年3月。

寄稿

『研究プロジェクト「ガバナンスと環境問題」ニュースレター 第1号』(籠橋一輝との共著)、南山大学社会倫理研究所、9p、2012年10月。

「ランドケアと日本」、『ランドケア・ジャパン設立への歩み』第1号、pp. 3-5、2013年1月。

「ランドケアの国際的広まり——ドイツの例」、『ランドケア・ジャパン設立への歩み』第1号、p.9、2013年1月20日。

「信仰における『正義と平和』の基盤」、『Humanitas Catholica』、清泉女学院大学、第4号、pp. 52-71、2013年3月。

講演

「長崎で『正義と平和』の話をしよう」長崎教区正義と平和協議会主催、2012年6月24日。

「21世紀における平和の基盤」恵方町カトリック教会ピース9、2012年9月23日。

「『正義と平和』の原点を探る」2012年度正義と平和協議会全国大会基調演説、2012年10月6日。

「ランドケアと地域の自然環境」三重県松阪市ソイルの会、2012年10月23日。

「特権と束縛のはざま、理想と現実のはざまーカトリック

教会における聖職と職業倫理」北海道大学・応用倫理研究会、2012年11月1日。

「原発の神学的考察」日韓司教交流会、2012年11月14日。

「環境問題への対応と地域の活性化をどのように関連付けられるか——オーストラリアのランドケアを参考に」中部異業種間リサイクルネットワーク、2012年11月22日。

“Learning from the Past, Facing the Present, Seeking Grounds for Peace for the Future,” 長崎純心大学国際ピース・フォーラム、2012年12月11日。

「正義と平和の原点を探る」聖心侍女修道会管区本部にて、社会司牧チーム主催、2013年2月3日。

奥田太郎【おくだ・たろう】

著書

『倫理学という構え——応用倫理学原論』単著、ナカニシヤ出版、2012年9月。

論文

「災害廃棄物の倫理学への試論——〈負〉の財としての廃棄物から復興・減災を考える——」『哲学と現代』第28号、pp. 78-97、2013年2月。

学会発表

「人道支援の倫理——博愛か偏愛か」日本国際政治学会2012年度研究大会 市民公開講座「人道援助の国際政治学」、名古屋国際会議場、2012年10月21日。

講演

「万引と規範意識——規範意識への働きかけの前提となる基本認識を問う」第13回愛知県万引防止対策協議会、名古屋市教育館、2013年1月31日。

研究会報告

「児玉聡の誤診——『功利主義入門』を掘り崩す(というか、揚げ足を取る)」、第11回現代経済思想研究会・児玉聡『功利主義入門——はじめての倫理学』(ちくま新書)合評会、東洋大学、2012年8月15日。

「責任概念の種類と分類」、科研「責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法概念の教育方法の考察」研究会、早稲田大学、2012年8月29日。



「復興の倫理学—災害がもたらす“負”の財と状況を考え抜く」、名古屋哲学研究会 9 月例会シンポジウム「震災以前からあったが震災以後可視化されたことについて考える」、名古屋市立大学、2012 年 9 月 23 日。

「15 分でわかる『倫理学という構え』」(および、コメントへの応答)、京都生命倫理研究会・奥田太郎著『倫理学という構え』(ナカニシヤ出版) 合評会、京都大学、2012 年 12 月 23 日。

「二分法主義との付き合い方—佐藤岳詩「メタ倫理学における「非認知主義」の展開」へのコメント」、第 2 回規範倫理学・現代メタ倫理学研究会・第 125 回 PHILETH セミナー「動機外在主義と非認知主義の行方」、北海道大学、2013 年 2 月 19 日。

講演録編集

『3.11 以後何が問われているのか』(南山大学社会倫理研究所 研究プロジェクト講演集)、三好千春・大庭弘継・奥田太郎編、南山大学社会倫理研究所、2013 年 3 月。

『私たちは他人を助けるべきか—非常時の社会・心理・倫理』(南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催 公開シンポジウム 2012 講演録)、鈴木真・奥田太郎編、南山大学社会倫理研究所、2013 年 3 月。

調査報告書

「第七回万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」(瀧川哲夫、坂井昭宏、児玉聡とともに分析・報告書作成)、特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構、2012 年 6 月。

大庭弘継【おおば・ひろつぐ】

論文

「責任のアポリア—人道的介入と保護する責任が依拠する《正しさ》の陥穽」、博士学位論文、九州大学、2013 年 3 月。

「保護するべき人々を犠牲に供する」というアポリア—2011 年のリビア介入の教訓『社会と倫理』第 27 号、pp. 59-91、2012 年 10 月。

寄稿

「ルワンダ視察報告」、『時報しゃりんけん』第 5 号、pp.



38-43、2012 年 6 月。

「緒言 保護する責任の実践—NATO によるリビア介入を事例に」『社会と倫理』第 27 号、pp. 1-7、2012 年 10 月。

"Dicey Ethics : The Limitations of R2P as a Norm", Ohba et al., *Global Ethics after the Responsibility to Protect : Challenges and Dilemmas*, Nanzan University Institute for Social Ethics Working Paper Series, pp. 21-33, February 2013.

研究会報告

「保護」とは何を意味したのか?—リビア介入を踏まえた試論」、科研「保護する責任の実践」研究会、南山大学、2012 年 6 月 2 日。

「国際共同体」の生成—人道危機と責任をキータームとして」、明治大学英国学派研究会、明治大学、2012 年 10 月 13 日。

「対テロ戦争—出口のない戦争」(千知岩正継氏と共同報告) 及び「人道的介入：人道目的であっても不可避な非人道性」(小松志朗氏と共同報告)、科研「保護する責任とモラル・アポリア」研究会、南山大学、2013 年 2 月 19 日。

講演録編集

『3.11 以後何が問われているのか』(南山大学社会倫理研究所 研究プロジェクト講演集)、三好千春・大庭弘継・奥田太郎編、南山大学社会倫理研究所、2013 年 3 月。

鈴木 真【すずき・まこと】

論文

“Comments on Michael Davis’ “Imaginary Cases in Ethics: A Critique””, *International Journal of Applied Philosophy* 26(1): pp. 39-48. Spring 2012.

「実験哲学の展望」『中部哲学会年報』第 43 号、pp. 99-112、2012 年 7 月。

“Does Democracy Monopolize a Right to Rule?: A Critique of Thomas Christiano’s Democratic Conception of Political Authority.”, *Applied Ethics: Theories, Methods and Cases*: pp. 16-30. August 2012.

書評・新刊紹介

「美馬達哉著『脳のエシックス—脳神経倫理学入門』(人



文書院、2010年)『社会と倫理』第27号、pp. 205-208、2012年10月。

「戸田山和久・出口康夫編『応用哲学を学ぶ人のために』(世界思想社、2011年)『社会と倫理』第27号、p. 216、2012年10月。

寄稿

「上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催 公開シンポジウム「脳科学に何が期待できるのか?—脳研究の最前線と倫理—」『時報しゃりんけん』第5号、pp. 19-21、2012年6月。

2011年度懇話会報告「第三回懇話会 松尾奈々氏「フェミニズムの実践—フェミニスト・セルフディフェンスの可能性」『時報しゃりんけん』第5号、pp. 24-26、2012年6月。

学会発表

Takayuki Suzuki, Koji Tsuchiya & Makoto Suzuki, “Do We Really Have the Concepts of Free Will and Moral Responsibility?” Talk at The 38th Annual Meeting of Society for Philosophy and Psychology. June 23rd, 2012.

“Bentham’s Dictum, Desire Satisfaction, and Avoiding Interpersonal Comparison and Unfairness.” First Conference on Contemporary Philosophy in East Asia, Academia Sinica, Taipei, Taiwan. September 7, 2012.

Takayuki Suzuki, Koji Tsuchiya & Makoto Suzuki, “Free Will is Simple, but Moral Responsibility is Complicated (or so it seems).” Poster Presentation at The Third Workshop of Experimental Philosophy Group UK, 'Intuitions, Experiments and Philosophy' Nottingham, United Kingdom, September 9th, 2012.

「規範理論についての幸福の理論を構築する:「幸福とは何か」という問を問い直す」2012年度中部哲学会公開シンポジウム「幸福とは何か」提題、中部哲学会(生きるちからとわざ分科会協賛)、名古屋大学、2012年9月12日。

土屋耕治・鈴木貴之・鈴木真(代表発表者:土屋耕治)「自由意志と責任に関する素朴理論—大学生・哲学者・社会心理学者の相違に着目した実験哲学的検討—」、日本

社会心理学会第53回大会、つくば国際会議場、2012年11月18日。(日本社会心理学会第53回大会発表論文集 p.136。)

研究会報告

「非認知主義・表出主義と Is-Ought Gap」、第2回規範倫理学・現代メタ倫理学研究会・第125回 PHILETH セミナー、北海道大学、2013年2月19日。

「佐藤氏への質問」、京都生命倫理研究会 佐藤岳詩著『R・M・ヘアの道徳哲学』(勁草書房、2012年)合評会、京都大学、2013年3月16日。

講演録編集

『私たちは他人を助けるべきか—非常時の社会・心理・倫理』(南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催 公開シンポジウム2012 講演録)、鈴木真・奥田太郎編、南山大学社会倫理研究所、2013年3月。

籠橋一輝【かごはし・かずき】

論文

「水資源管理計画の代替案評価における社会的多基準分析の適用—矢作川と豊川を事例として—」共著、『環境情報科学論文集』第26号、環境情報科学センター、pp.31-36、2012年11月。

研究報告書

『産業革命と環境・資源—現代の環境問題の史的起源を探る—』(マイケル・シーゲル、小沢佳史、前川智美との共著)、南山大学社会倫理研究所、24p、2013年3月。

寄稿

『研究プロジェクト「ガバナンスと環境問題」ニュースレター 第1号』(マイケル・シーゲルとの共著)、南山大学社会倫理研究所、9p、2012年10月。

学会発表

“Water Scarcity, Trade Openness and Economic Growth” 環境経済・政策学会、東北大学、2012年9月16日。

研究所活動記録

(2012年4月-2013年3月)

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

2012年

- 4月14日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に総務担当委員として出席。
- 4月14日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第3回開催。
- 4月17日 奥田所員、万引の心理学・倫理学研究会（於東京大学）に参加。
- 4月20日 社倫研第1回懇話会開催。
- 4月21日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 4月21-22日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、応用哲学会年次研究大会（於千葉大学）に参加。奥田所員、鈴木所員、応用哲学会理事会に理事として出席。
- 4月28日 鈴木所員、第40回中部生命倫理研究会（於名古屋大学）に参加。
- 5月12日 大庭所員、国際法学会（於龍谷大学）に参加。
- 5月12-13日 奥田所員、日本哲学会（於大阪大学）に参加。
- 5月13日 大庭所員、世界法学会（於龍谷大学）に参加。
- 5月17-18日 奥田所員、上廣カーネギーオックスフォード会議（於六本木・国際文化会館）に参加。
- 5月18日 大庭所員、英国学派基礎理論勉強会（於明治大学）に参加。
- 5月19日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 5月27日 奥田所員、「法と人間科学：責任素朴理解」研究会（於名古屋大学）に参加。
- 5月28日 鈴木所員、「持続可能性と幸福研究」ネットワーク オープニング・ワークショップ（於芝蘭会館別館）に参加。
- 5月31日 鈴木所員、グリーン・ライフイノベーション研究会 / 生きるちからとわざ分科会（於名古屋大学）に参加。
- 6月2日 「リビア介入と保護する責任」研究会開催（大庭所員による主催）。
- 6月9日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第4回開催。
- 6月16-17日 鈴木所員、科学基礎論学会（於首都大学東京）に参加。
- 6月20日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、南山学会人文・自然系列第1回研究例会（於南山大学）に参加。
- 6月24日 シーゲル所員、長崎教区正義と平和協議会（於長崎）にて講演。
- 6月29日 大庭所員、英国学派基礎理論勉強会（於明治大学）に参加。
- 6月30日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 7月7日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に総務担当委員として出席。
- 7月7日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第5回開催。
- 7月14日 社倫研第2回懇話会開催。
- 7月20日 社倫研第3回懇話会開催。
- 7月21日 大庭所員、英国学派研究会（於龍谷大学）に参加。
- 7月27日 宗教文化研究所主催・社会倫理研究所共催（南山大学法学部協賛）懇話会開催。
- 7月29日 大庭所員、平和安全保障研究所最終報告会（於東京）に報告参加。
- 8月15日 奥田所員、第11回現代経済思想研究会（於東洋大学）に報告参加。
- 8月16-17日 奥田所員、規範意識問題研究会（於南山大学）を主催。
- 8月21日 奥田所員、科研「大学における哲学教育の展望」研究会（於大阪大学）に参加。
- 8月27-31日 鈴木所員、京都大学文学部にて集中講義。
- 8月29日 奥田所員、「法と人間科学：責任素朴理解」研究会（於早稲田大学）に報告参加。
- 8月30-31日 奥田所員、シンポジウム「福島原発で何が起きたか」（於東京大学）に参加。
- 9月4日 奥田所員、鈴木所員、応用哲学会理事会（於京都大学）に理事として出席。
- 9月6-7日 大庭所員、奥田所員、ヒューム研究学会（於キャンパスプラザ京都）に参加。
- 9月7日 鈴木所員、First Conference on Contemporary



- Philosophy in East Asia, Academia Sinica (Taipei, Taiwan)にて報告。
- 9月12日 社倫研第4回懇話会開催。
- 9月15日 社倫研・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム開催。
- 9月15-16日 籠橋研究員、環境経済・政策学会2012年大会（於東北大学）に報告参加。
- 9月16日 鈴木所員、名古屋哲学フォーラム（於南山大学）を世話人として主催。奥田所員、参加。
- 9月18日 鈴木所員、名古屋哲学教育研究会第1回哲学カフェに参加。
- 9月22日 大庭所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）に参加。鈴木所員、日本グループ・ダイナミックス学会（於京都大学）に参加。
- 9月23日 奥田所員、名古屋哲学研究会シンポジウム（於名古屋市立大学）にて提題者として登壇。シーゲル所員、恵方町カトリック教会ピース9（於名古屋）にて講演。
- 9月26日 奥田所員、UNAI 参加大学意見説明会・交流会（於国連大学）に参加。
- 9月27日 大庭所員、東海地区政治思想研究会（於名古屋大学）に参加。
- 9月28日 ヨーロッパ研究センター・社会倫理研究所共催講演会開催。
- 9月29日 奥田所員、中部哲学会年次大会（於名古屋大学）に参加、司会を務める。中部哲学会委員会に総務担当委員として出席。鈴木所員、シンポジウムにて提題者として登壇。
- 10月6日 シーゲル所員、2012年度正義と平和協議会全国大会、基調演説。
- 10月6-7日 大庭所員、日本政治学会（於九州大学）に参加。
- 10月12-14日 奥田所員、日本倫理学会（於日本女子大学）に参加。
- 10月13日 大庭所員、明治大学英国学派研究会（於明治大学）にて報告。
- 10月19日 奥田所員、「法と人間科学」全体会議および領域内シンポジウム（於青山学院大学）に参加。
- 10月19-21日 大庭所員、日本国際政治学会（於名古屋国際会議場）に実行委員として参加。奥田所員、同学会の市民公開講座（10月21日）の提題者を務める。
- 10月20日 鈴木所員、第41回中部生命倫理研究会（於椋山女学園大学）に参加。
- 10月21日 鈴木所員、法と心理学会第13回大会（於武蔵野美術大学）に参加。
- 10月23日 シーゲル所員、三重県松阪市ソイルの会（於三重）にて講演。
- 10月26-28日 鈴木所員、The Seventh International Conference on Applied Ethics in Sapporo（於北海道大学）に数セッションのチェアを務める。奥田所員、参加。
- 10月27-28日 大庭所員、日本生命倫理学会第24回年次大会（於立命館大学）に参加。
- 10月30日 南山大学「国連アカデミック・インパクト」関連講演会（社倫研共催）開催。
- 10月31日 大庭所員、鈴木所員、南山学会人文・自然系列第2回研究例会（於南山大学）に参加。
- 11月1日 シーゲル所員、応用倫理研究会（於北海道大学）にて講演。
- 11月2日 籠橋研究員、「持続可能な発展と主観的福祉に関するワークショップ」（於京都大学）に参加。
- 11月2-4日 奥田所員、関西倫理学会（於信州大学）に参加。
- 11月3日 鈴木所員、科学基礎論学会2012年度秋の研究例会（於東京大学）に参加。
- 11月10日 大庭所員、奥田所員、シンポジウム「歴史的転換に立つエネルギー・原子力政策（於名城大学名駅サテライト）」に参加。
- 11月10日 鈴木所員、アメリカ留学相談会（於名古屋国際センター）にて、米国留学体験者として経験を語り、質疑に応じる。
- 11月14日 シーゲル所員、日韓司教交流会にて講演。大庭所員、第28回（2012）京都賞 学生フォーラム（於大阪大学）に参加。
- 11月16日 大庭所員、立命館大学英国学派研究会第1回シンポジウム「英国学派の世界展開とその限界ーア

- ジアの視点から」(於立命館大学)に参加。
- 11月17日 大庭所員、立命館大学英国学派研究会第2回研究会(於立命館大学)に参加。
- 11月18日 鈴木所員、日本社会心理学会第53回大会(於つくば国際会議場)にて共同研究者の報告に随行。
- 11月21日 大庭所員、奥田所員、南山学会シンポジウム「変化する社会と大学の使命」(於南山大学)に参加。
- 11月22日 シーゲル所員、中部異業種間リサイクルネットワークにて講演。
- 11月27日 社倫研研究会(報告:佐々木和之氏)開催。
- 12月1日 社倫研第5回懇話会開催。
- 12月2日 大庭所員、現象学・社会科学会(於神戸大学)に参加。
- 12月7日 大庭所員、南山大学資料室講演会(於南山大学)に参加。
- 12月8日 大庭所員、平和学会中部地区研究会(於南山大学)に参加
- 12月8-9日 社倫研・産業革命と環境問題に関するワークショップ開催(於南山学園研究センター)。箆橋研究員、記録委員を務める。
- 12月11日 南山法学会主催・社倫研共催講演会開催。シーゲル所員、長崎純心大学国際ピース・フォーラムにて講演。
- 12月15日 大庭所員、明治大学英国学派研究会(於明治大学)に参加。
- 12月16日 奥田所員、「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会(於大阪大学中之島センター)に参加。
- 12月17日 大庭所員、明治大学英国学派研究会主催の講演会(於明治大学)にて司会兼討論者を務める。
- 12月21日 鈴木所員、名古屋哲学教育研究会第2回哲学カフェ(於名古屋大学)に参加。
- 12月22-23日 大庭所員、鈴木所員、京都生命倫理研究会(於京都大学)に参加。奥田所員、同研究会にて報告。

2013年

- 1月6日 鈴木所員、Philosophy of Animal Minds ワークショップ(於京都大学)に参加。
- 1月12日 奥田所員、シンポジウム「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」(於東京商工会議所国際会議場)に参加。
- 1月14日 奥田所員、シンポジウム「災/生:大震災の生存学」(於立命館大学)に参加。
- 1月17日 南山大学ヨーロッパ研究センター主催・外国語学部フランス学科・社倫研・アリアンス・フランセーズ愛知フランス協会共催講演会開催。
- 1月26日 奥田所員、モニ 1000 里地調査シンポジウム(於東京大学)に参加。
- 1月31日 奥田所員、愛知県万引防止対策協議会(於名古屋市教育館)にて講演。
- 2月2日 箆橋研究員、第15回京都大学地球環境フォーラム(於京都大学)に参加。
- 2月3日 シーゲル所員、社会司牧チーム主催講演会(於聖心侍女修道会管区本部)にて講演。
- 2月9日 箆橋研究員、コモンズ研究会2月定例会(於龍谷大学)に参加。
- 2月14日-3月5日 シーゲル所員、箆橋研究員、フィリピンにおける地域環境対策の実践状況の視察に参加。
- 2月15日 第6回社会倫理研究奨励賞選定委員会。
- 2月17日 奥田所員、鈴木所員、応用哲学会実行委員会(於南山大学)を主催。
- 2月18日 大庭所員、博士論文公開審査(於九州大学)。
- 2月19日 奥田所員、鈴木所員、第2回規範倫理学・現代メタ倫理学会研究会(於北海道大学)に報告参加。大庭所員、科研「保護する責任とモラル・アポリア研究会(於南山大学)を主催・報告。
- 3月9日 奥田所員、土屋俊先生還暦祝賀記念シンポジウム(於如水会館)にて提題者として登壇。
- 2月22日 大庭所員、産経新聞主催第28回「正論大賞」大賞贈呈式(於グランドプリンスホテル高輪)に参加。
- 2月28日 社倫研第3回懇話会開催。鈴木所員、第4回「持続可能性と幸福度」研究会(於京都大学)に参加。
- 3月2日 鈴木所員、「功利主義と幸福概念」第1回ワークショップ(於同志社大学)に参加。
- 3月7-8日 大庭所員、ASEAN 共同体シンポジウム(於国連大学)に参加。
- 3月9日 大庭所員、英国学派とポスト西洋型国際関係

- 理論研究プロジェクト 2011 年度第 3 回研究会・シンポジウム（於立命館大学）に参加。
- 3月10日 大庭所員、明治大学英国学派研究会（於立命館大学）にて討論者を務める。
- 3月15日 第6回社会倫理研究奨励賞授賞式・受賞記念講演会。
- 3月16日 大庭所員、奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都大学）に参加。鈴木所員は合評会にて登壇。
- 3月17日 奥田所員、日本倫理学会共通課題実行委員会（於関西大学）に実行委員として参加。
- 3月18日 籠橋研究員、国際コモンズ学会研究会（於大阪大学）に報告参加。
- 3月22日 社倫研研究会（報告：籠橋一輝、谷口照三氏）。
- 3月23日 大庭所員、アメリカ研究センター主催講演会（於南山大学）に参加。
- 3月25-26日 奥田所員、鈴木所員、日本イギリス哲学会（於東北大学）に参加。
- 3月28日 大庭所員、外国語学部FD講演会（於南山大学）、東海地区政治思想研究会（於名古屋大学）に参加。
- 3月30-31日 籠橋研究員、公開セミナー「平成の大合併後の地域自治を考える：稲武地区財産区問題から学ぶ」（於愛知県豊田市稲武中学校講堂）に参加。



南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

大庭 弘継 総合政策学部総合政策学科・講師 [国際政治学]

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [カトリック社会倫理、和解学]

鈴木 真 人文学部人類文化学科・講師 [哲学、倫理学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 外国語学部ドイツ学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

杉原 桂太 情報理工学部情報システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・准教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

林 雅代 人文学部心理人間学科・准教授 [教育史、教育社会学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・准教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

研究員

籠橋 一輝 南山大学国際化推進事業担当 [地球環境学、地球益経済論]

非常勤研究員

池田 丈佑 インド O.P. ジンダル・グローバル大学大学院国際関係研究科・准教授 [国際関係論]

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 熊本大学大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]

川崎 勝 南山大学経済学部・元教授 [日本近代史、日本経済史]

香坂 玲 金沢大学大学院人間社会環境研究科・准教授 [環境経済学、国際協力論]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院工学研究科・教授 [古代哲学、技術者倫理]

高橋 良輔 佐賀大学文化教育学部・准教授 [現代政治理論、国際関係論、政治社会学]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

中野 涼子 シンガポール国立大学人文社会科学部日本学科・助教授 [国際関係論、日本近代思想史]

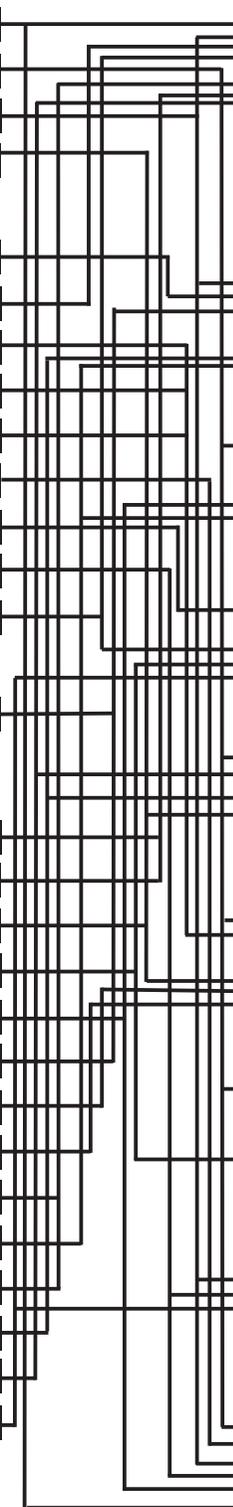
福永 真弓 大阪府立大学 21 世紀科学研究機構エコ・サイエンス研究所・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・センター長/准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2013年4月1日現在

研究プロジェクト関連マップ 2013



「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「法・制度・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト

編集後記

2012年度は、近年で最も社倫研が賑わいを見せた一年間でありました。奥田、マイケル・シーゲル研究所員、大庭弘継研究所員に加えて、鈴木真氏が第一種研究所員に加わり、桃山学院大学の谷口照三氏が研究休暇を利用して客員研究所員として一年間社倫研で研究活動を展開。さらに、国際化推進事業の研究助手として、籠橋一輝氏を新たに研究員に迎え、コアスタッフ6名という充実した陣容で日々議論を重ね、様々な活動を推進することができました。前号の編集後記にて掲げた「ここ十年間の取り組みの集大成となるような成果を出せるように」という目標は、実質上到達されたと言ってもよい活動内容であったと思います。今後は、巻頭言での丸山所長の指摘の通り、社会倫理の中核的分野での研究・実践のあり方について再検討をしながら、次の段階へと踏み出すべくスタッフ一同努める所存ですので、一層のご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2013年度は、ここ数年間中期的に継続して取り組んで来た「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトにおける「経済と環境問題」研究が大詰めを迎え、濃密な議論を想定した数日間にわたる国際ワークショップが予定されています。また、南山大学第三代学長故ヨハネス・ヒルシュマイヤー氏の著作集の編纂も順調に進んでおり、年度末に刊行される予定です。こちらもご期待下さい。

奥田太郎

2013 年 7 月 20 日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町 18 〒 466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 丸山雅夫
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp
<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒 456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

